

## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>基本的事項</b></p> <p>1 本マニュアルの目的 本文（略）</p> <p>2 本マニュアルの位置付け 本文（略）</p> <p>3 本マニュアル活用の対象期間 本文（略）</p> <p>4 本マニュアルの対象災害 本マニュアルは、原則として、<u>災害対策本部内に保健医療福祉調整本部が設置*</u>されるような大規模な災害又は局所災害発生時を対象とします。 ※ <u>保健医療福祉調整本部が設置されるような災害</u>とは、県内で震度6弱以上の地震を観測した場合や特別警報が発表された場合を想定しています。</p> <p>5 組織名の省略 本文（略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>基本的事項</b></p> <p>1 本マニュアルの目的 本文（略）</p> <p>2 本マニュアルの位置付け 本文（略）</p> <p>3 本マニュアル活用の対象期間 本文（略）</p> <p>4 本マニュアルの対象災害 本マニュアルは、原則として、<u>県災害対策本部内に保健医療調整本部が設置*</u>されるような大規模な災害又は局所災害発生時を対象とします。 ※ <u>保健医療調整本部が設置されるような災害</u>とは、県内で震度6弱以上の地震を観測した場合や特別警報が発表された場合を想定しています。</p> <p>5 組織名の省略 本文（略）</p>	<p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p> <p>■「基本的事項」5で自治体名の記載のない組織は県組織を意味する旨を定義しているため「県●●」の表記のあるものについては「県」を削除</p>

# 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<b>第1章 組織・体制</b>	<b>第1章 組織・体制</b>	
<p>※本章の内容は、大規模災害時医療救護マニュアル（令和5年4月改訂版）を加工した内容であり、詳細は、当該マニュアルを参照願います。</p> <p>1 災害対策本部及び保健医療福祉調整本部等の設置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>災害対策本部は、<u>県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき、特別警報が発表されたとき又は災害発生のおそれがあり知事が必要と認めるとき等</u>に設置されます。また、各広域行政圏（地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所の管轄区域）においては、災害対策本部地方支部又は地域部が設置されます。</p>	<p>※本章の内容は、大規模災害時医療救護マニュアル（令和4年4月改訂版）を加工した内容であり、詳細は、当該マニュアルを参照願います。</p> <p>1 災害対策本部及び保健医療調整本部等について</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>災害対策本部は、<u>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合</u>で知事が必要と認めるときに設置されます。ただし、県内で震度6弱以上の地震が観測された時には、自動的に設置されます。また、各広域行政圏（地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所の管轄区域）においては、災害対策本部地方支部又は地域部が設置されます。</p>	<p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p> <p>■令和5年4月付け大規模災害時医療救護活動マニュアルに基づく修正</p> <p>■文言統一のための修正</p>
<p>図1は、県災害対策本部の組織図を示しています。最上層は「知事」が「県内全域を管轄」し、「県災害対策本部」を設置します。この本部には「保健医療福祉調整本部」が設置され、その下に「災害対策本部」が設置されます。災害対策本部には「本部事務局」（総務課、企画課、広報課、危機管理課、情報管理課、調査課、保健課、福祉課、産業課、環境課）、「本部事務局（本部事務局）」、「本部事務局（本部事務局）」、「本部事務局（本部事務局）」が設置されます。また、「本部事務局（本部事務局）」、「本部事務局（本部事務局）」、「本部事務局（本部事務局）」が設置されます。さらに、「本部事務局（本部事務局）」、「本部事務局（本部事務局）」、「本部事務局（本部事務局）」が設置されます。最後に、「本部事務局（本部事務局）」、「本部事務局（本部事務局）」、「本部事務局（本部事務局）」が設置されます。</p>	<p>図の追加</p>	
<p>▲図1 県災害対策本部の概要（出典：大規模災害時医療救護活動マニュアル）</p>		

災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新			旧			備考
(2) 医療救護活動に関する調整組織の設置 本文(略) ▼表1-1 医療救護活動に関する調整組織(出典:大規模災害時医療救護活動マニュアル)			(2) 医療救護活動に関する調整組織の設置 本文(略) ▼表1-1 医療救護活動に関する調整組織(出典:大規模災害時医療救護活動マニュアル)			■令和5年4月付け大規模災害時医療救護活動マニュアルに基づく修正 ■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正(令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知)
名称	設置・出務場所	業務内容	名称	設置・出務場所	業務内容	
保健医療福祉調整本部	みやぎ広報室内(原則)		保健医療調整本部	みやぎ広報室内(原則)		
(必要に応じて災害対策本部内に連絡員を設置する。)	保健医療活動全体の調整		(必要に応じて災害対策本部内に連絡員を設置する。)	保健医療活動全体の調整		
災害医療コーディネーター	保健医療福祉調整本部内	保健医療全般の調整	災害医療コーディネーター	保健医療調整本部内	保健医療全般の調整	
	設置:原則地域保健医療福祉調整本部(災害拠点病院に出務することもあり)	地域における保健医療全般の調整		設置:原則地域保健医療調整本部(災害拠点病院に出務することもあり)	地域における保健医療全般の調整	
宮城DMAT調整本部	保健医療福祉調整本部内	DMATの受入・配置調整等	宮城DMAT調整本部	保健医療調整本部内	DMATの受入・配置調整等	
日赤救護班活動調整本部	保健医療福祉調整本部内	日赤救護班の活動全般の調整、受入・配置調整等	日赤救護班活動調整本部	保健医療調整本部内	日赤救護班の活動全般の調整、受入・配置調整等	
宮城DPAT調整本部	保健医療福祉調整本部内	DPATの受入・配置調整等	宮城DPAT調整本部	保健医療調整本部内	DPATの受入・配置調整等	
災害薬事コーディネーター	保健医療福祉調整本部内	医薬品の供給及び薬剤師活動に係る助言、調整等	災害薬事コーディネーター	保健医療調整本部内	医薬品の供給及び薬剤師活動に係る助言、調整等	
	原則地域保健医療福祉調整本部等(災害拠点病院に出務することもあり)	地域における薬剤師活動に係る助言、調整等		原則地域保健医療調整本部等(災害拠点病院に出務することもあり)	地域における薬剤師活動に係る助言、調整等	
DMAT・SCU本部	航空搬送拠点(仙台空港・航空自衛隊松島基地・陸上自衛隊霞目駐屯地)	地域医療搬送及び広域医療搬送の調整	DMAT・SCU本部	航空搬送拠点(仙台空港・航空自衛隊松島基地・陸上自衛隊霞目駐屯地)	地域医療搬送及び広域医療搬送の調整	
地域保健医療福祉調整本部	被災地の保健所・支所	地域保健医療活動全体の調整	地域保健医療調整本部	被災地の保健所・支所	地域保健医療活動全体の調整	
地域保健医療福祉連絡会議	被災地の保健所・支所	地域内の保健医療活動の情報共有	地域保健医療連絡会議	被災地の保健所・支所	地域内の保健医療活動の情報共有	
DMAT活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域でのDMAT活動の調整等	DMAT活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域でのDMAT活動の調整等	
日赤救護班活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域での日赤救護班活動の調整等	日赤救護班活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域での日赤救護班活動の調整等	

## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p><b>(3) 保健医療福祉調整本部</b></p> <p><u>災害対策本部が設置された場合、災害対策本部の下に保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部を設置します。保健医療福祉調整本部内には、県災害医療コーディネーターを配置し、必要と認められる場合には県災害医療コーディネーターを補佐する宮城県災害時小児周産期リエゾンを配置します。また、宮城DMAT調整本部、日赤救護班活動調整本部、医療救護班活動調整本部、宮城DPAT調整本部及び県災害薬事コーディネーター等を配置して各保健医療活動チームの派遣調整等を行います。</u></p> <p><u>なお、保健医療福祉調整本部事務局、宮城DMAT調整本部及び日赤救護班活動調整本部の設置場所は原則として行政庁舎1階のみやぎ広報室（広報室に設置できない場合は10階1001会議室）とし、情報窓口を設置でき次第、速やかに関係機関へ周知します。保健医療福祉調整本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する調整本部会議を開催するものとし、調整本部会議には、必要に応じて災害医療コーディネーター等、関係機関等の参加を求めるものとします。本部の廃止については、保健医療福祉活動チームの活動状況や被災地の医療施設等の復旧状況、被災自治体の意向等を踏まえて、総合的に判断します。</u></p> <p>▼表1-2 保健医療福祉調整本部の組織概要（出典：大規模災害時医療救護活動マニュアル）（略）</p> <p><u>保健医療福祉調整本部は、以下の業務を行います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ <u>保健医療福祉活動チーム等の派遣調整</u></li> <li>ロ <u>保健医療福祉活動に関する情報連携</u></li> <li>ハ <u>保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析</u></li> <li>ニ <u>地域保健医療福祉調整本部の支援及び調整</u></li> <li>ホ <u>その他保健医療福祉活動に係る総合調整に関し必要な事項</u></li> </ul> <p><b>(4) 地域保健医療福祉調整本部</b></p> <p><u>保健医療福祉調整本部が設置された場合、災害対策本部地方支部又は地域部の保健福祉班（班長：保健福祉事務所長）の下に、保健所長を本部長として、地域保健医療福祉調整本部を設置します。</u></p> <p><u>地域保健医療福祉調整本部には、DMAT活動拠点本部や宮城DPAT活動拠点本部、県災害医療コーディネーター等と連携しながら地域内の保健医療活動の調整を行</u></p>	<p><b>(3) 保健医療調整本部</b></p> <p><u>県は、保健医療活動の総合調整を行うため、宮城県災害対策本部が設置された場合で、保健福祉部長が必要と認めるときに、災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置します。</u></p> <p><u>保健医療調整本部内には、県災害医療コーディネーターを配置するとともに、県災害医療コーディネーターに助言等を受けながらDMATの受入と派遣調整等を行うDMAT調整本部やDPATの受入と派遣調整等を行う宮城DPAT調整本部、医薬品等の供給・薬剤師派遣の調整等を行う県災害薬事コーディネーター、特に小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整が必要と認められる場合には、県災害医療コーディネーターを補佐する宮城県災害時小児周産期リエゾンを配置します。</u></p> <p><u>なお、保健医療調整本部事務局及び県DMAT調整本部の設置場所は原則として行政庁舎1階のみやぎ広報室（広報室に設置できない場合は10階1001会議室）とし、組織を構築し情報窓口を設置でき次第、速やかに関係機関へ周知します。</u></p> <p><u>保健医療調整本部は、本部長、副本部長、本部員で構成する調整本部会議を開催するものとし、調整本部会議には、必要に応じて災害医療コーディネーター等、関係機関等の参加を求めるものとします。</u></p> <p><u>本部の廃止については、保健医療活動チームの活動状況や被災地の医療施設等の復旧状況、被災自治体の意向等を踏まえて、総合的に判断します。</u></p> <p>▼表1-2 保健医療調整本部の組織概要（出典：大規模災害時医療救護活動マニュアル）（略）</p> <p><u>保健医療調整本部は、以下の業務を行います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ <u>保健医療活動チーム等の派遣調整</u></li> <li>ロ <u>保健医療活動に関する情報連携</u></li> <li>ハ <u>保健医療活動に係る情報の整理及び分析</u></li> <li>ニ <u>地域保健医療調整本部の支援及び調整</u></li> <li>ホ <u>その他保健医療活動に係る総合調整に関し必要な事項</u></li> </ul> <p><b>(4) 地域保健医療調整本部</b></p> <p><u>保健医療調整本部が設置されたときは、災害対策本部地方支部及び地域部の保健福祉班（班長：保健福祉事務所長）の下に、保健所長を本部長として、地域保健医療調整本部を設置します。</u></p> <p><u>地域保健医療調整本部には、DMAT活動拠点本部やDPAT活動拠点本部、県災害医療コーディネーター等と連携しながら地域内の保健医療活動の調整を行う地域災害</u></p>	<p>■令和5年4月付け大規模災害時医療救護活動マニュアルに基づく修正</p> <p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p>

災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>う地域災害医療コーディネーター、県災害薬事コーディネーターと連携しながら地域内の医薬品等供給、薬剤師派遣の調整等を行う地域災害薬事コーディネーター等を配置し、また、管内の保健医療活動チーム同士の情報共有や派遣調整等を行う地域保健医療福祉連絡会議を設置します。また、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>は、管内の災害拠点病院等に設置されるDMAT活動拠点本部と連携して活動します。</p> <p>なお、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>の設置場所は原則として保健所内としますが、災害対応の状況により、市町村に<u>地域保健医療福祉調整本部</u>又はその下に紐づく組織を設置することについて市町村と協議する場合があります。</p> <p><u>地域保健医療福祉調整本部</u>の管轄は次ページのとおりです。</p> <p>▼表1-3 <u>地域保健医療福祉調整本部</u>の組織概要（出典：大規模災害時医療救護活動マニュアルを一部加工）</p> <p>（略）</p> <p>※地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に定める指定都市等（以下「保健所設置市」）が設置した保健所にあつては、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>と同等の機能を有することとし、保健所設置市の責任においてその業務を行います。</p> <p><u>地域保健医療福祉調整本部</u>は、市町村等と協力して次の業務を行います。</p> <p>イ <u>保健医療福祉活動チーム等の避難所等への派遣調整</u>                  ロ <u>保健医療福祉活動に関する情報連携</u>                  ハ <u>保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析並びに調整本部への報告</u>                  ニ <u>その他保健医療福祉活動に係る総合調整に関し必要な事項</u></p> <p>（5）市町村</p> <p>市町村では、災害対策本部設置時に、保健医療活動を担当する部門を設け、次の業務を行います。</p> <p>イ <u>避難所等事前に定める場所に医療救護所を設置し、被災者の迅速かつ的確な救護を行います。また、その実施状況を管轄の<u>地域保健医療福祉調整本部</u>に報告します。</u>                  ロ <u>管内の医療機関等の被災状況等を<u>地域保健医療福祉調整本部</u>に報告します。</u>                  ハ <u>市町村の医療救護班だけでは対応できなくなった場合、あるいは対応できないと市町村長が判断した場合には、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>に対し医療救護班等の派遣を要請します。</u></p>	<p>医療コーディネーター、県災害薬事コーディネーターと連携しながら地域内の医薬品等供給、薬剤師派遣の調整等を行う地域災害薬事コーディネーター等を配置するとともに、管内の保健医療活動チーム同士の情報共有や派遣調整等を行う<u>地域保健医療福祉連絡会議</u>を設置します。また、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>は、管内の災害拠点病院等に設置されるDMAT活動拠点本部と連携して活動します。</p> <hr/> <p><u>地域保健医療調整本部</u>の管轄は次ページのとおりです。</p> <p>▼表1-3 <u>地域保健医療調整本部</u>の組織概要（出典：大規模災害時医療救護活動マニュアルを一部加工）</p> <p>（略）</p> <p>※地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に定める指定都市等（以下「保健所設置市」）が設置した保健所にあつては、<u>地域保健医療調整本部</u>と同等の機能を有することとし、保健所設置市の責任においてその業務を行います。</p> <p><u>地域保健医療調整本部</u>は、市町村等と協力して次の業務を行います。</p> <p>イ <u>保健医療活動チーム等の避難所等への派遣調整</u>                  ロ <u>保健医療活動に関する情報連携</u>                  ハ <u>保健医療活動に係る情報の整理及び分析並びに調整本部への報告</u>                  ニ <u>その他保健医療活動に係る総合調整に関し必要な事項</u></p> <p>（5）市町村</p> <p>市町村では、災害対策本部設置時に、保健医療活動を担当する部門を設け、次の業務を行います。</p> <p>イ <u>避難所等事前に定める場所に医療救護所を設置し、被災者の迅速かつ的確な救護を行います。また、その実施状況を管轄の<u>地域保健医療調整本部</u>に報告します。</u>                  ロ <u>管内の医療機関等の被災状況等を<u>地域保健医療調整本部</u>に報告します。</u>                  ハ <u>市町村の医療救護班だけでは対応できなくなった場合、あるいは対応できないと市町村長が判断した場合には、<u>地域保健医療調整本部</u>に対し医療救護班等の派遣を要請します。</u></p>	<p>■令和5年4月付け大規模災害時医療救護活動マニュアルに基づく修正</p> <p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p>

災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>2 災害医療コーディネーター、DMAT（災害派遣医療チーム）及び医療救護班について</p> <p>(1) 災害医療コーディネーターとは</p> <p>災害医療コーディネーターとは、災害時に、県、保健所及び市町村が<u>保健医療福祉活動</u>の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、<u>保健医療福祉調整本部</u>や<u>地域保健医療福祉調整本部</u>、市町村で<u>保健医療福祉活動</u>の調整等を行う部門において、被災地の<u>保健医療福祉ニーズ</u>の把握、<u>保健医療福祉活動チーム</u>の派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、県により任命された者です。</p> <p>災害医療コーディネーターのうち、<u>保健医療福祉調整本部</u>に置かれる者を県災害医療コーディネーター、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>等に置かれる者を地域災害医療コーディネーターと称します。</p> <p>平時には、災害時の医療体制が適切に構築されるよう県などに対し必要な助言を行い、災害発生時には、災害医療コーディネーターを補佐するスタッフと共に業務を行います。また、中長期の被災地支援が必要となる場合は、災害医療コーディネーター間で相互に支援し、交代要員を確保します。</p> <p>なお、小児・周産期医療に係る<u>保健医療福祉活動</u>の総合調整については、災害時小児周産期リエゾンの助言を参考とするものとします。</p> <p>(2) DMAT（災害派遣医療チーム）とは</p> <p>本文（略）</p> <p>(3) 医療救護班とは</p> <p>本文（略）</p> <p>3 薬務課及び災害薬事コーディネーターについて（図-1）</p> <p>(1) 薬務課及び災害薬事コーディネーター</p> <p>災害薬事コーディネーターとは、大規模災害時の医薬品等の供給及び薬剤師の派遣において、<u>保健医療福祉調整本部</u>で全体的な調整を担う者を県災害薬事コーディネーター、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>で被災地域における調整を担う者を地域災害薬事コーディネーターと称します。災害薬事コーディネーターは、平時においては、災害時の医療体制が適切に構築されるよう、県などに対し、必要な助言を行います。</p> <p>薬務課は、<u>保健医療福祉調整本部</u>内で県災害薬事コーディネーターと連携して、医薬品等の供給及び薬剤師の派遣調整を行います。また、薬務課には、必要に応じて宮城県医薬品卸組合等の調整担当者を置き、情報共有を行うとともに、円滑な医薬品等の供給のための調整を行います。</p>	<p>2 災害医療コーディネーター、DMAT（災害派遣医療チーム）及び医療救護班について</p> <p>(1) 災害医療コーディネーターとは</p> <p>災害医療コーディネーターとは、災害時に、県、保健所及び市町村が<u>保健医療福祉活動</u>の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、<u>保健医療調整本部</u>や<u>地域保健医療調整本部</u>、市町村で<u>保健医療活動</u>の調整等を行う部門において、被災地の<u>保健医療ニーズ</u>の把握、<u>保健医療活動チーム</u>の派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、県により任命された者です。</p> <p>災害医療コーディネーターのうち、<u>保健医療調整本部</u>に置かれる者を県災害医療コーディネーター、<u>地域保健医療調整本部</u>等に置かれる者を地域災害医療コーディネーターと称します。</p> <p><u>災害医療コーディネーター</u>は、平時においては、災害時の医療体制が適切に構築されるよう、県などに対し必要な助言を行います。</p> <p>(2) DMAT（災害派遣医療チーム）とは</p> <p>本文（略）</p> <p>(3) 医療救護班とは</p> <p>本文（略）</p> <p>3 薬務課及び災害薬事コーディネーターについて（図-1）</p> <p>(1) 薬務課及び災害薬事コーディネーター</p> <p>災害薬事コーディネーターとは、大規模災害時の医薬品等の供給及び薬剤師の派遣において、<u>保健医療調整本部</u>で全体的な調整を担う者を県災害薬事コーディネーター、<u>地域保健医療調整本部</u>で被災地域における調整を担う者を地域災害薬事コーディネーターと称します。災害薬事コーディネーターは、平時においては、災害時の医療体制が適切に構築されるよう、県などに対し、必要な助言を行います。</p> <p>薬務課は、<u>保健医療調整本部</u>内で県災害薬事コーディネーターと連携して、医薬品等の供給及び薬剤師の派遣調整を行います。また、薬務課には、必要に応じて宮城県医薬品卸組合等の調整担当者を置き、情報共有を行うとともに、円滑な医薬品等の供給のための調整を行います。</p>	<p>■令和5年4月付け大規模災害時医療救護活動マニュアルに基づく修正</p> <p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p>

## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>(2) 県災害薬事コーディネーター</p> <p>イ 初動</p> <p>(イ) 県災害薬事コーディネーターは、<u>保健医療福祉調整本部</u>が設置されたときは、本部長（保健福祉部長）の要請により直ちに参集するよう努めます。参集が困難な場合は、使用可能な情報伝達手段を用いて薬務課又は他の県災害薬事コーディネーターと連絡を取り、活動の進め方等について打ち合わせます。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>ロ 支援策立案及び支援要請</p> <p>(イ) 県災害薬事コーディネーターは、<u>地域保健医療福祉調整本部事務局</u>及び災害拠点病院等からの支援要請、地域災害薬事コーディネーター、(一社)宮城県薬剤師会、(一社)宮城県病院薬剤師会及び宮城県医薬品卸組合等からの情報並びに<u>保健医療福祉調整本部</u>が収集した県内及び全国の情報を基に、薬務課と医薬品等の供給及び薬剤師活動に関する全県的な支援策について協議します。</p> <p>(ロ) 薬務課は、県災害薬事コーディネーターとの協議により立案した支援策を、<u>地域保健医療福祉調整本部の事務局</u>、地域災害薬事コーディネーター、(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会に速やかに報告します。</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>ハ 被災地域の状況の変化に応じた支援活動</p> <p>(イ)～(ホ) (略)</p> <p>(3) 地域災害薬事コーディネーター</p> <p>イ 初動</p> <p>(イ) 地域災害薬事コーディネーターは、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>が設置されたときは、地域本部長（保健所長）の要請により、直ちに参集するよう努めます。参集が困難な場合は、使用可能な情報伝達手段を用いて<u>地域保健医療福祉調整本部事務局</u>及び所管区域内の地域災害薬事コーディネーターと連絡を取り、活動の進め方等について打ち合わせます。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>ロ 支援策立案及び支援要請</p> <p>(イ) 地域災害薬事コーディネーターは、市町村災害対策本部等からの支援要請、県災害薬事コーディネーター及び地区薬剤師会からの情報並びに<u>地域保健医療福祉調整本部</u>が収集した所管区域内の情報を基に、<u>地域保健医療福祉調整本部事務局</u>と医薬品等の供給及び薬剤師活動に関する支援策について協議します。<u>地域保健医療福祉調整本部管内の体制</u>だけでは支援策を実施することが困難な場</p>	<p>2) 県災害薬事コーディネーター</p> <p>イ 初動</p> <p>(イ) 県災害薬事コーディネーターは、<u>保健医療調整本部</u>が設置されたときは、本部長（保健福祉部長）の要請により直ちに参集するよう努めます。参集が困難な場合は、使用可能な情報伝達手段を用いて薬務課又は他の県災害薬事コーディネーターと連絡を取り、活動の進め方等について打ち合わせます。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>ロ 支援策立案及び支援要請</p> <p>(イ) 県災害薬事コーディネーターは、<u>地域保健医療調整本部事務局</u>及び災害拠点病院等からの支援要請、地域災害薬事コーディネーター、(一社)宮城県薬剤師会、(一社)宮城県病院薬剤師会及び宮城県医薬品卸組合等からの情報並びに<u>保健医療調整本部</u>が収集した県内及び全国の情報を基に、薬務課と医薬品等の供給及び薬剤師活動に関する全県的な支援策について協議します。</p> <p>(ロ) 薬務課は、県災害薬事コーディネーターとの協議により立案した支援策を、<u>地域保健医療調整本部の事務局</u>、地域災害薬事コーディネーター、(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会に速やかに報告します。</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>ハ 被災地域の状況の変化に応じた支援活動</p> <p>(イ)～(ホ) (略)</p> <p>(3) 地域災害薬事コーディネーター</p> <p>イ 初動</p> <p>(イ) 地域災害薬事コーディネーターは、<u>地域保健医療調整本部</u>が設置されたときは、地域本部長（保健所長）の要請により、直ちに参集するよう努めます。参集が困難な場合は、使用可能な情報伝達手段を用いて<u>地域保健医療調整本部事務局</u>及び所管区域内の地域災害薬事コーディネーターと連絡を取り、活動の進め方等について打ち合わせます。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>ロ 支援策立案及び支援要請</p> <p>(イ) 地域災害薬事コーディネーターは、市町村災害対策本部等からの支援要請、県災害薬事コーディネーター及び地区薬剤師会からの情報並びに<u>地域保健医療調整本部</u>が収集した所管区域内の情報を基に、<u>地域保健医療調整本部事務局</u>と医薬品等の供給及び薬剤師活動に関する支援策について協議します。<u>地域保健医療調整本部管内の体制</u>だけでは支援策を実施することが困難な場合は、<u>地域保健医療</u></p>	<p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付福福第31号保健福祉部長通知）</p>

## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>合は、<u>地域保健医療福祉調整本部事務局</u>から薬務課に支援を要請します。</p> <p>(ロ) <u>地域保健医療福祉調整本部事務局</u>は、<u>地域災害薬事コーディネーター</u>との協議により立案した支援策を、薬務課、<u>県災害薬事コーディネーター</u>及び<u>地区薬剤師会</u>に速やかに報告します。</p> <p><b>ハ 被災地域の状況の変化に応じた支援活動</b></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) <u>地域災害薬事コーディネーター</u>は、二次医薬品集積所が設置される場合は、<u>地域保健医療福祉調整本部事務局</u>による指示のもと、その管理・運営を統括します。</p> <p>(ハ) ～ (ホ) (略)</p>	<p>調整本部事務局から薬務課に支援を要請します。</p> <p>(ロ) <u>地域保健医療調整本部事務局</u>は、<u>地域災害薬事コーディネーター</u>との協議により立案した支援策を、薬務課、<u>県災害薬事コーディネーター</u>及び<u>地区薬剤師会</u>に速やかに報告します。</p> <p><b>ハ 被災地域の状況の変化に応じた支援活動</b></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) <u>地域災害薬事コーディネーター</u>は、二次医薬品集積所が設置される場合は、<u>地域保健医療調整本部事務局</u>による指示のもと、その管理・運営を統括します。</p> <p>(ハ) ～ (ホ) (略)</p>	<p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p>



# 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>▲ 図1 保健医療福祉調整本部並びに県災害薬事コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーターの関係図（出典：大規模災害時医療救護活動マニュアル）</p>	<p>▲ 図1 保健医療調整本部並びに県災害薬事コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーターの関係図（出典：大規模災害時医療救護活動マニュアル）</p>	<p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p>

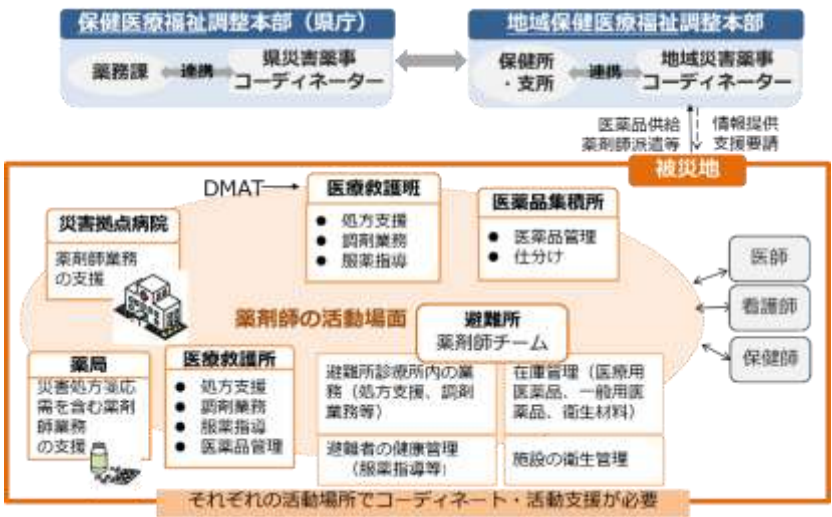
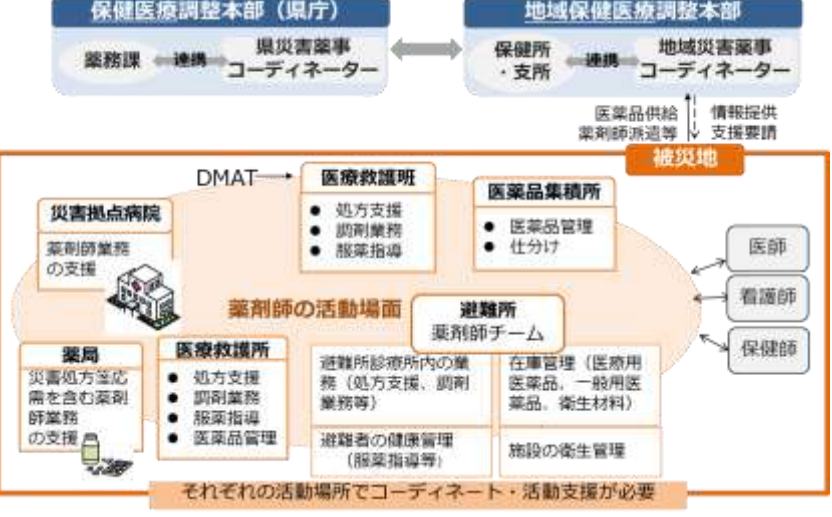
## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<h3>第2章 薬剤師による医療救護活動</h3>	<h3>第2章 薬剤師による医療救護活動</h3>	
<p><b>1 活動場所ごとの対応</b>  <u>（一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会との協定等により、災害時に被災地で医療救護活動にあたる薬剤師及び被災地域の薬局等における薬剤師の主な業務は以下のとおりであり、おおよその活動時期は図2-1のとおりになります。</u></p> <p>図2-1（略）</p> <p><b>（1）医薬品集積所での医薬品等の管理</b></p> <p><b>イ 医薬品等の保管・管理</b>            本文（略）</p> <p><b>ロ 医薬品等の受払</b>            医薬品集積所は、以下のとおりに<u>薬務課</u>等の指示を受け、支援物資（医薬品等）の受入れ、仕分け、保管管理及び供給を行います。</p> <p>（イ） <u>保健医療福祉調整本部</u>等の指示による供給            （ロ）～（ホ）（略）</p> <p><b>ハ 支援医薬品等一覧リストの定期的な作成・報告</b></p> <p><b>（2）～（3）（略）</b></p> <p><b>（4）薬剤師チームによる医療救護活動</b>            薬剤師チームとは、避難所を中心として下記イから二のとおりに活動する薬剤師により構成されるチームであり、災害救助法が適用になった場合は、同法に基づく救護班の一つとなります。これらチームの派遣先については、地域災害薬事コーディネーターを含む<u>地域保健医療福祉連絡会議</u>内での議論の上で調整され、地域災害薬事コーディネーターが<u>地域保健医療福祉調整本部</u>に報告します。</p> <p>医療救護班又は保健師チームから薬剤師チームへ協力要請があった場合には、対応可能な業務内容等を勘案の上、関係機関との緊密な連携を図り、医療救護活動への支援を行います。チームは、医療救護活動の他にも、下記二のとおり公衆衛生活動に従事します。</p> <p>イ～ハ（略）</p>	<p><b>1 薬剤師による医療救護活動について</b>  <u>災害時に被災地で医療救護活動にあたる薬剤師の主な業務は以下のとおりになります。それぞれのおおよその活動時期は図2-1のとおりになります。</u></p> <p>図2-1（略）</p> <p><b>（1）医薬品集積所での医薬品等の管理</b></p> <p><b>イ 医薬品等の保管・管理</b>            本文（略）</p> <p><b>ロ 医薬品等の受払</b>            医薬品集積所は、以下のとおりに薬務課等の指示を受け、支援物資（医薬品等）の受入れ、仕分け、保管管理及び供給を行います。</p> <p>（イ） <u>保健医療調整本部</u>等の指示による供給            （ロ）～（ホ）（略）</p> <p><b>ハ 支援医薬品等一覧リストの定期的な作成・報告</b></p> <p><b>（2）～（3）（略）</b></p> <p><b>（4）薬剤師チームによる医療救護活動</b>            薬剤師チームとは、避難所を中心として下記イから二のとおりに活動する薬剤師により構成されるチームであり、災害救助法が適用になった場合は、同法に基づく救護班の一つとなります。これらチームの派遣先については、地域災害薬事コーディネーターを含む<u>地域保健医療連絡会議</u>内での議論の上で調整され、地域災害薬事コーディネーターが<u>地域保健医療調整本部</u>に報告します。</p> <p>医療救護班又は保健師チームから薬剤師チームへ協力要請があった場合には、対応可能な業務内容等を勘案の上、関係機関との緊密な連携を図り、医療救護活動への支援を行います。チームは、医療救護活動の他にも、下記二のとおり公衆衛生活動に従事します。<u>（詳細は災害時公衆衛生活動ガイドラインを参照願います。）</u></p> <p>イ～ハ（略）</p>	<p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p> <p>■内容精査による修正</p>

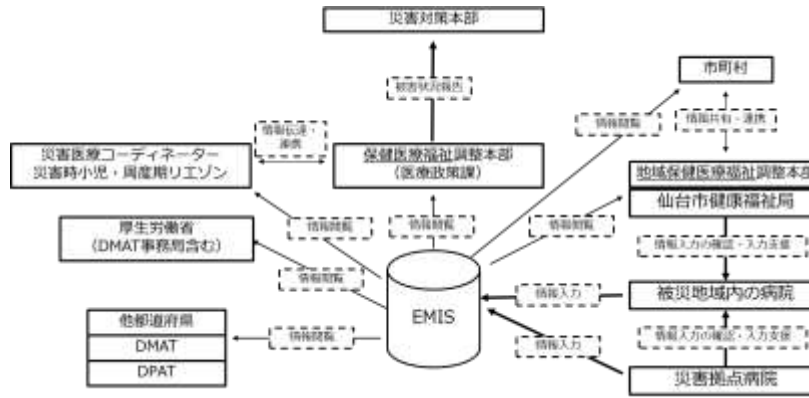
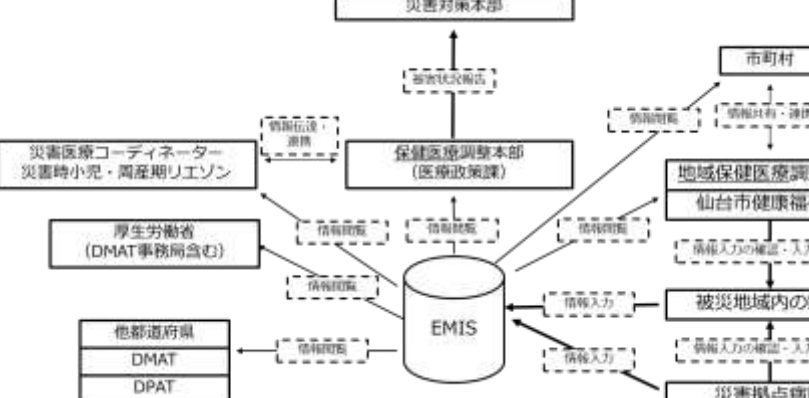
災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p><b>ニ 公衆衛生活動</b></p> <p>医療救護活動のほか、市町村が行う避難所の管理について連携し、トイレ及びごみ保管場所の消毒、飲料水道の衛生管理並びに害虫駆除及び感染症予防等のための助言・指導を行います。<u>（詳細は「宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン」（令和5年6月改定）を参照願います。）</u></p> <p><b>(5) 薬局等における災害処方箋による調剤及び服薬指導</b></p> <p>薬局等が医療救護所等において医師が発行した災害処方箋を応需した場合は、薬局等において調剤及び服薬指導等を実施します。災害処方箋は、保険調剤の対象とならないことに留意してください。</p> <p><u>なお、災害処方箋による調剤及びお薬手帳の活用については、第7章（p32）を参照するとともに、災害処方箋に係る費用請求のために想定される通知案（第11章（p103～109））を参考に、災害処方箋等による調剤実績の取りまとめにもあらかじめ留意してください。</u></p> <p><b>(6) 医療機関及び薬局等での保険調剤</b></p> <p>医療機関及び薬局等において保険調剤に従事する薬剤師が不足している場合、国から発出される通知により、必要に応じ、医療機関及び薬局からの派遣要請（p41様式4）に基づき、<u>地域保健医療福祉調整本部が地域災害薬事コーディネーターと連携しながら調整を行います。また、健康保険証がなくとも患者が医療機関及び薬局等を利用できるよう、災害時の医薬品の交付等について、特別措置が講じられることがある</u>点に留意してください。</p> <p><u>被災地の薬局において想定される対応は以下のとおりです。</u></p> <p><b>イ 支援薬剤師の受け入れ調整</b></p> <p><u>過去の自然災害発生時には、国から、被災地の薬局に対する薬剤師応援業務に際しての変更届及び兼務許可の省略に関する通知が発出されました。（p54⑨）また、薬局の営業時間を変更する場合若しくは薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の数等を変更する場合においても、変更届を省略して差し支えない旨の通知も発出されました。（p54⑩）支援薬剤師の受け入れ時には、県及び（一社）宮城県薬剤師会等による通知をその都度確認してください。</u></p> <p><b>ロ 臨時薬局の開設</b></p> <p><u>過去の自然災害発生時には、国から、薬局等の建物が全半壊等し、これに代替する</u></p>	<p><b>ニ 公衆衛生活動</b></p> <p>医療救護活動のほか、市町村が行う避難所の管理について連携し、トイレ及びごみ保管場所の消毒、飲料水道の衛生管理並びに害虫駆除及び感染症予防等のための助言・指導を行います。</p> <p><b>(5) 薬局等における災害処方箋による調剤及び服薬指導</b></p> <p>薬局等が医療救護所等において医師が発行した災害処方箋を応需した場合は、薬局等において調剤及び服薬指導等を実施します。災害処方箋は、保険調剤の対象とならないことに留意してください。</p> <p><b>(6) 医療機関及び薬局等での保険調剤の応援</b></p> <p>医療機関及び薬局等において保険調剤に従事する薬剤師が不足している場合、国から発出される通知により、必要に応じ、医療機関及び薬局からの派遣要請に基づき、<u>地域保健医療調整本部が地域災害薬事コーディネーターと連携しながら調整を行います。</u></p> <p><u>※過去の自然災害発生時には、国から、被災地における薬局に対する薬剤師応援業務に際しての変更届及び兼務許可の省略に関する通知が発出されていることがあります。（p52⑨）なお、薬局等の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設薬局等」という。）において調剤等を行う場合、当該仮設薬局等と全半壊等した保険薬局等としての継続性が認められる場合については、仮設薬局等において保険調剤として取り扱って差し支えない旨の通知が発出されています。（p46②）</u></p>	<p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p> <p>■内容精査による文言追加</p>

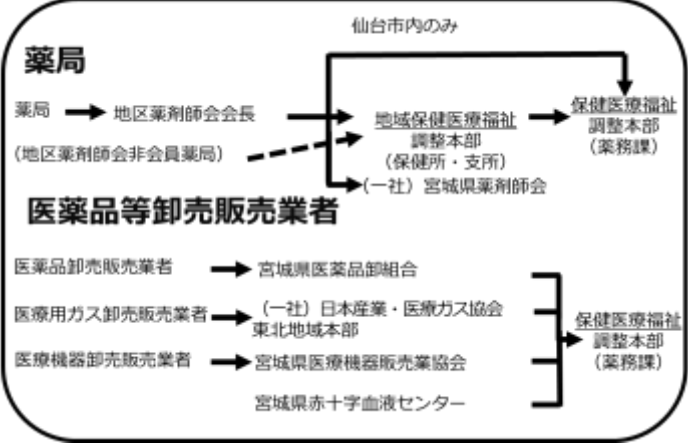
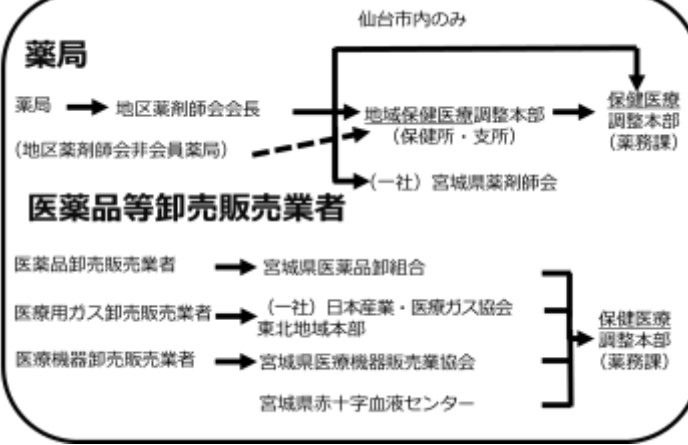
災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>仮設の建物等（以下「仮設薬局等」という。）において調剤等を行う場合、当該仮設薬局等と全半壊等した保険薬局等としての継続性が認められる場合については、仮設薬局等において保険調剤として取り扱って差し支えない旨の通知が発出されました。（p 4 8②）具体的な対応に当たっては、国の通知をその都度確認してください。</p> <p>ハ 医薬品の取り扱い</p> <p>過去の自然災害発生時には、国から、交通の遮断又は近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむを得ない理由により、医師の診療を受けることができない場合、お薬手帳又は薬袋等で処方内容が確認できれば、処方箋がない場合でも医薬品の受け渡しが可能となる旨の通知が発出されました。（p 5 1⑤）ただし、麻薬及び向精神薬の取り扱いについては、医師への連絡等が必要となること等に留意してください。（p 5 9～6 0⑩～⑬）</p>  <p>▲ 図2-2 被災地で活動する薬剤師の業務と災害薬事コーディネーターのイメージ</p> <p>2 活動終了・引継ぎ 本文（略）</p> <p>3 災害救助法の適用対象業務 本文（略）</p>	<p>仮設の建物等（以下「仮設薬局等」という。）において調剤等を行う場合、当該仮設薬局等と全半壊等した保険薬局等としての継続性が認められる場合については、仮設薬局等において保険調剤として取り扱って差し支えない旨の通知が発出されました。（p 4 8②）具体的な対応に当たっては、国の通知をその都度確認してください。</p> <p>ハ 医薬品の取り扱い</p> <p>過去の自然災害発生時には、国から、交通の遮断又は近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむを得ない理由により、医師の診療を受けることができない場合、お薬手帳又は薬袋等で処方内容が確認できれば、処方箋がない場合でも医薬品の受け渡しが可能となる旨の通知が発出されました。（p 5 1⑤）ただし、麻薬及び向精神薬の取り扱いについては、医師への連絡等が必要となること等に留意してください。（p 5 9～6 0⑩～⑬）</p>  <p>▲ 図2-2 被災地で活動する薬剤師の業務と災害薬事コーディネーターのイメージ</p> <p>2 <u>引き継ぎ撤退</u>について 本文（略）</p> <p>3 <u>災害救助法の適用対象業務</u>について 本文（略）</p>	<p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p> <p>■内容精査による文言追加</p> <p>■「公用文における漢字使用等について」（平成22年11月30日付内閣訓令第1号）を参考としたタイトル表記の修正</p>

# 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<h3 style="margin: 0;">第3章 情報収集と伝達</h3> <p><b>1 緊急時連絡先の整備</b> 本文（略）</p> <p><b>2 被災状況・業務継続状況等の収集・伝達</b> 本文（略）</p> <p><b>(1) 医療機関（病院・診療所）（図3-1）</b> ※本項目の内容は、大規模災害時医療救護マニュアル（令和5年4月改訂版）を加工した内容であり、詳細は、当該マニュアルを参照します。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ <u>地域保健医療福祉調整本部及び仙台市健康福祉局は、県システムに未入力の医療機関及び県システムに未参加の医療機関の被災・業務継続状況等について、市町村からの報告及び直接把握した情報に基づき、県システムに代行入力します。（県システムの情報が「広域災害救急医療情報システム」(EMIS) に自動的に反映されます。）</u></p>  <p>▲図3-1 被災地内医療施設の被災情報の収集・伝達フロー（出典：大規模災害時医療救護活動マニュアル_____）</p> <p><b>(2) 薬局（図3-2）</b> イ 薬局は被災・業務継続状況を地区薬剤師会に薬局被災・業務継続状況報告様式（様式1-1）により報告します。</p>	<h3 style="margin: 0;">第3章 情報収集と伝達</h3> <p><b>1 緊急時連絡先の整備</b> 本文（略）</p> <p><b>2 被災状況・業務継続状況等の収集・伝達</b> 本文（略）</p> <p><b>(1) 医療機関（病院・診療所）（図3-1）</b> ※本項目の内容は、大規模災害時医療救護マニュアル（令和4年4月改訂版）を加工した内容であり、詳細は、当該マニュアルを参照します。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ <u>地域保健医療調整本部及び仙台市健康福祉局は、県システムに未入力の医療機関及び県システムに未参加の医療機関の被災・業務継続状況等について、市町村からの報告及び直接把握した情報に基づき、県システムに代行入力します。（県システムの情報が「広域災害救急医療情報システム」(EMIS) に自動的に反映されます。）</u></p>  <p>▲図3-1 被災地内医療施設の被災情報の収集・伝達フロー（出典：大規模災害時医療救護活動マニュアル（※一部加工））</p> <p><b>(2) 薬局（図3-2）</b> イ 薬局は被災・業務継続状況を地区薬剤師会に薬局被災・業務継続状況報告様式（様式1-1）により報告します。</p>	<p>■令和5年4月付け大規模災害時医療救護活動マニュアルに基づく修正</p> <p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p>

災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>なお、地区薬剤師会非会員薬局については、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>（設置されていない場合は保健所・支所（本章についてのみ以下同様）が被災状況を調査します。</p> <p>ロ 地区薬剤師会は、地区内の状況をとりまとめ、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>（仙台市内は薬務課）及び（一社）宮城県薬剤師会あて薬局被災・業務継続状況報告集計表（地区薬剤師会等用）（様式1-2）により報告します。</p> <p>ハ <u>地域保健医療福祉調整本部</u>は、管内の状況を取りまとめ、薬務課に様式1-2により報告します。（現状、様式1-2は大規模災害応急対策マニュアルに記載されている宮城県保健福祉部総務課から各保健所・支所宛に情報収集の指示がある際に用いる報告様式に追記し、併せて報告を求めています。）</p> <p>二 （略）</p> <p>(3) 医薬品等卸売販売業者（図3-2）</p> <p>イ～ニ （略）</p>  <p>▲図3-2 薬局及び医薬品等卸売販売業者の情報収集フロー</p> <p>3 ボランティア薬剤師 本文（略）</p> <p>4 グループLINEの運用 本文（略）</p>	<p>なお、地区薬剤師会非会員薬局については、<u>地域保健医療調整本部</u>（設置されていない場合は保健所・支所（本章についてのみ以下同様）が被災状況を調査します。</p> <p>ロ 地区薬剤師会は、地区内の状況をとりまとめ、<u>地域保健医療調整本部</u>（仙台市内は薬務課）及び（一社）宮城県薬剤師会あて薬局被災・業務継続状況報告集計表（地区薬剤師会等用）（様式1-2）により報告します。</p> <p>ハ <u>地域保健医療調整本部</u>は、管内の状況を取りまとめ、薬務課に様式1-2により報告します。（現状、様式1-2は大規模災害応急対策マニュアルに記載されている宮城県保健福祉部総務課から各保健所・支所宛に情報収集の指示がある際に用いる報告様式に追記し、併せて報告を求めています。）</p> <p>二 （略）</p> <p>(3) 医薬品等卸売販売業者（図3-2）</p> <p>イ～ニ （略）</p>  <p>▲図3-2 薬局及び医薬品等卸売販売業者の情報収集フロー</p> <p>3 ボランティア薬剤師 本文（略）</p> <p>4 グループLINEの運用 本文（略）</p>	<p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p>

## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

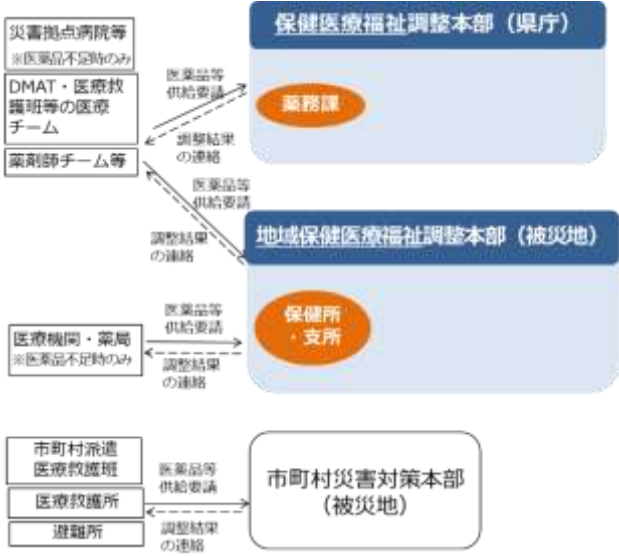
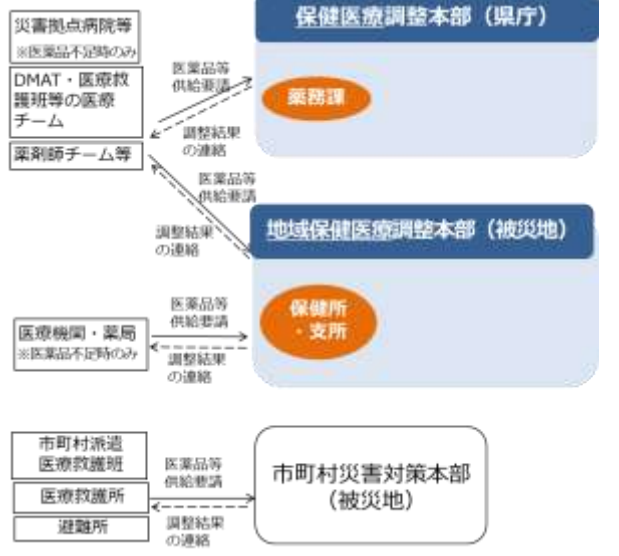
新	旧	備考
<b>第4章 医薬品等の供給</b>	<b>第4章 医薬品等の供給</b>	
<p><b>1 事前の備え</b></p> <p>(1) <b>県と宮城県医薬品卸組合</b>            県は、宮城県医薬品卸組合と「非常災害用医薬品確保に関する協定」を締結し、緊急に必要とする医薬品及び医療資機材については、<u>医薬品卸売業者が流通備蓄</u>として確保します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <b>保健所</b>            災害時に<u>地域保健医療福祉調整本部</u>の事務局となる県の保健所は、管内市町村と医薬品等の供給体制及び供給の要請方法等について確認の上で共有します。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <b>医療施設及び薬局</b>  <u>各施設においては、発災直後に医薬品等の流通が一時期停止する可能性を念頭に、発災後の概ね3日間に使用する量の医薬品等の備蓄に努めるとともに、災害発生時の調達方法について、取引先の卸会社等とあらかじめ必要な協定等を締結する等、緊急時の対策を講じることに努めます。</u></p> <p><b>2 医薬品集積所の設置（図4-1）</b>            県は、薬務課の判断により、支援物資の医薬品等を集積するため、一次医薬品集積所を設けます。必要に応じて、薬務課の判断により、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>ごとに二次医薬品集積所を設けます。（以下略）</p> <p>(1) <b>一次医薬品集積所</b>            イ～ニ (略)</p> <p>(2) <b>二次医薬品集積所</b>            イ 地域災害薬事コーディネーターは、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>による指示のもと、地区薬剤師会等の協力を得て、二次医薬品集積所の管理・運営を統括します。            ロ (略)            ハ 地域災害薬事コーディネーターは、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>が収集した情報をもとに、所管区域内で不足する医薬品等のリスト（品目・数量等）を作成し、一次医薬品集積所に供給を要請します。            ニ 地域災害薬事コーディネーターは、一次医薬品集積所から供給された医薬品等及</p>	<p><b>1 事前の備え</b></p> <p>(1) <b>県と宮城県医薬品卸組合</b>            県は、宮城県医薬品卸組合と「非常災害用医薬品確保に関する協定」を締結し、緊急に必要とする医薬品及び医療資機材については、<u>医薬品卸売業者がランニングストック</u>として確保します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <b>保健所</b>            災害時に<u>地域保健医療調整本部</u>の事務局となる県の保健所は、管内市町村と医薬品等の供給体制及び供給の要請方法等について確認の上で共有します。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <b>医療施設</b>  <u>各医療施設においては、災害発生時に入院患者等に必要な医薬品等について、可能な限り備蓄に努めるとともに、災害発生時の調達方法について、取引先の卸会社等とあらかじめ必要な協定等を締結する等、緊急時の対策を講じることに努めます。</u></p> <p><b>2 医薬品集積書の設置（図4-1）</b>            県は、薬務課の判断により、支援物資の医薬品等を集積するため、一次医薬品集積所を設けます。必要に応じて、薬務課の判断により、<u>地域保健医療調整本部</u>ごとに二次医薬品集積所を設けます。（以下略）</p> <p>(1) <b>一次医薬品集積所</b>            イ～ニ (略)</p> <p>(2) <b>二次医薬品集積所</b>            イ 地域災害薬事コーディネーターは、<u>地域保健医療調整本部</u>による指示のもと、地区薬剤師会等の協力を得て、二次医薬品集積所の管理・運営を統括します。            ロ (略)            ハ 地域災害薬事コーディネーターは、<u>地域保健医療調整本部</u>が収集した情報をもとに、所管区域内で不足する医薬品等のリスト（品目・数量等）を作成し、一次医薬品集積所に供給を要請します。            ニ 地域災害薬事コーディネーターは、一次医薬品集積所から供給された医薬品等及</p>	<p>■宮城県保健医療調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p> <p>■非常災害用医薬品確保に関する協定に基づく文言整理</p> <p>■内容精査による文言修正</p>

## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

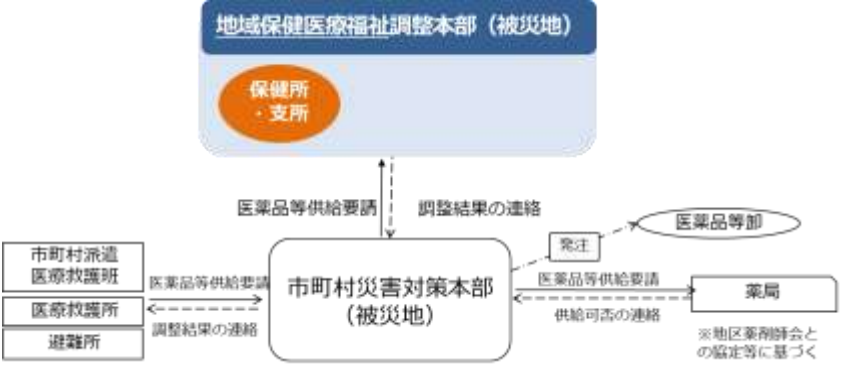

新	旧	備考
<p>び医療救護施設等に 供給した医薬品等の品目・量等を、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>に定期的に報告します。</p> <p>(3) 支援物資の医薬品等の受け入れ イ (略) ロ 薬務課は、必要性の判断に当たっては、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>を通じて、市町村のニーズを確認します。 ハ～ホ (略)</p> <p>(4) 医薬品集積所の閉鎖 イ～ロ (略)</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">▲図4-1 医薬品集積所の概要</p>	<p>び医療救護施設等に 供給した医薬品等の品目・量等を、<u>地域保健医療調整本部</u>に定期的に報告します。</p> <p>(3) 支援物資の医薬品等の受け入れ イ (略) ロ 薬務課は、必要性の判断に当たっては、<u>地域保健医療調整本部</u>を通じて、市町村のニーズを確認します。 ハ～ホ (略)</p> <p>(4) 医薬品集積所の閉鎖 イ～ロ (略)</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">▲図4-1 医薬品集積所の概要</p>	<p>■宮城県保健医療調整本部設置要綱に基づく修正(令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知) ■内容精査による文言修正</p>
<p>3 医薬品等の供給</p> <p>原則、平時の供給体制が機能している場合は、医薬品等供給の要請者は、直接医薬品等卸売販売業者に発注することを前提に、以下のとおり対応します。</p> <p>(1) 医療救護施設等（図4-2）</p> <p>イ 市町村派遣医療救護班、医療救護所及び避難所は市町村災害対策本部に、また、DMAT・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等、医療機関及び薬局については<u>地域保健医療福祉調整本部</u>に、医薬品等供給要請書（様式3）により供給</p>	<p>3 医薬品等の供給</p> <p>原則、平時の供給体制が機能している場合は、医薬品等供給の要請者は、直接医薬品等卸売販売業者に発注します。</p> <p>(1) 医療救護施設等（図4-2）</p> <p>イ 市町村派遣医療救護班、医療救護所及び避難所は市町村災害対策本部に、また、DMAT・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等、医療機関及び薬局については<u>地域保健医療調整本部</u>に、医薬品等供給要請書（様式3）により供給を要</p>	



災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>を要請します。 ロ～ハ（略）</p>  <p>▲図4-2：医療救護施設等による医薬品等の供給要請フロー</p> <p>(2) 市町村災害対策本部（図4-3） イ～ロ（略） ハ 市町村災害対策本部は、市町村圏域で供給が困難な場合は、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>に様式3により支援を要請します。 ニ 市町村災害対策本部は、要請先から応諾の連絡があれば、応諾内容を要請元に様式3により連絡します。要請元が指定場所で医薬品等を受領することが困難な場合は、市町村災害対策本部が輸送手段・場所・時間等について、要請元及び<u>地域保健医療福祉調整本部</u>と調整します。</p>	<p>請します。 ロ～ハ（略）</p>  <p>▲図4-2：医療救護施設等による医薬品等の供給要請フロー</p> <p>(2) 市町村災害対策本部（図4-3） イ～ロ（略） ハ 市町村災害対策本部は、市町村圏域で供給が困難な場合は、<u>地域保健医療調整本部</u>に様式3により支援を要請します。 ニ 市町村災害対策本部は、要請先から応諾の連絡があれば、応諾内容を要請元に様式3により連絡します。要請元が指定場所で医薬品等を受領することが困難な場合は、市町村災害対策本部が輸送手段・場所・時間等について、要請元及び<u>地域保健医療調整本部</u>と調整します。</p>	<p>■宮城県保健医療調整本部設置要綱に基づく修正（令和4年3月31日付保福第5127号保健福祉部長通知）</p>

災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
 <p>▲図4-3 市町村災害対策本部を中心とした医薬品等の供給フロー</p> <p>(3) <u>地域保健医療福祉調整本部</u>（図4-4）</p> <p>イ <u>地域保健医療福祉調整本部</u>は、所管区域の市町村派遣医療救護班、市町村が開設する医療救護所若しくは避難所からの要請を取りまとめている市町村災害対策本部又はDMAT・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等若しくは医療機関及び薬局から医薬品等の供給要請を受けた場合において、管内の卸機能が復活しているときは、直接医薬品等卸売販売業者に発注します。</p> <p>ロ <u>地域保健医療福祉調整本部</u>は、所管区域内の卸機能が停止している場合は、二次医薬品集積所の支援医薬品等を供給します。</p> <p>ハ <u>地域保健医療福祉調整本部</u>は、所管区域管内で供給が困難な場合は、薬務課に様式3により支援を要請します。</p> <p>二 <u>地域保健医療福祉調整本部</u>は、薬務課から応諾の連絡があれば、応諾内容を要請元に様式3により連絡します。要請元が指定場所で医薬品等を受領することが困難な場合は、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>が医薬品等の輸送手段・場所・時間等について、要請元及び薬務課と調整します。また、緊急輸送の必要があるにも関わらず輸送が困難な場合は、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>が薬務課にヘリコプター等による輸送を要請します。</p>	 <p>▲図4-3 市町村災害対策本部を中心とした医薬品等の供給フロー</p> <p>(3) <u>地域保健医療福祉調整本部</u>（図4-4）</p> <p>イ <u>地域保健医療調整本部</u>は、所管区域の市町村派遣医療救護班、市町村が開設する医療救護所若しくは避難所からの要請を取りまとめている市町村災害対策本部又はDMAT・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等若しくは医療機関及び薬局から医薬品等の供給要請を受けた場合において、管内の卸機能が復活しているときは、直接医薬品等卸売販売業者に発注します。</p> <p>ロ <u>地域保健医療調整本部</u>は、所管区域内の卸機能が停止している場合は、二次医薬品集積所の支援医薬品等を供給します。</p> <p>ハ <u>地域保健医療調整本部</u>は、所管区域管内で供給が困難な場合は、薬務課に様式3により支援を要請します。</p> <p>二 <u>地域保健医療調整本部</u>は、薬務課から応諾の連絡があれば、応諾内容を要請元に様式3により連絡します。要請元が指定場所で医薬品等を受領することが困難な場合は、<u>地域保健医療調整本部</u>が医薬品等の輸送手段・場所・時間等について、要請元及び薬務課と調整します。また、緊急輸送の必要があるにも関わらず輸送が困難な場合は、<u>地域保健医療調整本部</u>が薬務課にヘリコプター等による輸送を要請します。</p>	<p>■宮城県保健医療調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p>

災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>▲図4-4 地域保健医療福祉調整本部を中心とした医薬品等の供給フロー</p>	<p>▲図4-4 地域保健医療調整本部を中心とした医薬品等の供給フロー</p>	<p>■宮城県保健医療調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p> <p>■内容精査による追記（医薬品のプッシュ型供給の考え方を追記）</p>
<p>(4) 保健医療福祉調整本部（図4-5）</p> <p>イ 薬務課は、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>又は災害急性期等においてDMAT・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等若しくは災害拠点病院等から医薬品等の供給要請を受けた場合において、県内の卸機能が復活しているときは、直接医薬品等卸売販売業者に発注します。<u>ただし、県内の被災状況等に関する情報から、明らかに被災地からの情報が入ってこない時期と判断される場合は、医薬品等の供給要請がなくても、薬務課、地域保健医療福祉調整本部及び宮城県医薬品卸組合の調整のもと、非常災害用医薬品流通備蓄状況一覧（p101第11章資料集参照）から医薬品卸売販売業者が在庫状況に応じて、被災地に設置された医療救護所等へ供給します。（プッシュ型供給）</u></p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 前項（ロ）及び（イ）において、医薬品等の供給について応諾を得ることができた場合、薬務課は、要請元に様式3により応諾内容を連絡します。要請元が指定場所で医薬品等を受領することが困難な場合は、<u>保健医療福祉調整本部</u>が医薬品等の輸送手段・場所・時間等について要請元と調整します。</p>	<p>(4) 保健医療福祉調整本部（図4-5）</p> <p>イ 薬務課は、<u>地域保健医療調整本部</u>又は災害急性期等においてDMAT・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等若しくは災害拠点病院等から医薬品等の供給要請を受けた場合において、県内の卸機能が復活しているときは、直接医薬品等卸売販売業者に発注します。</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 前項（ロ）及び（イ）において、医薬品等の供給について応諾を得ることができた場合、薬務課は、要請元に様式3により応諾内容を連絡します。要請元が指定場所で医薬品等を受領することが困難な場合は、<u>保健医療調整本部</u>が医薬品等の輸送手段・場所・時間等について要請元と調整します。</p>	

## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>二 ヘリコプター等による医薬品等輸送が必要な場合（<u>地域保健医療福祉調整本部</u>から要請があった場合を含む）、薬務課は、その確保を<u>県災害対策本部</u>に要請します。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">▲図4-5 <u>保健医療福祉調整本部</u>を中心とした医薬品等の供給フロー</p> <p>(5) <u>医薬品等の配送体制</u></p> <p>イ 災害発生時には、医薬品等を運搬する車両が緊急交通路の通行が可能となるように、当該車両の使用者は、<u>緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領に基づき、警察本部、警察署又は広域交通検問所から事前に緊急通行車両確認証明書及び災害対策基本法施行規則別記様式第3の標準（確認標準）の交付を受けることとします。</u></p> <p>ロ～ハ（略）</p> <p>(6) <u>薬局等</u></p> <p>本文（略）</p> <p>4 <u>医薬品等の供給決定</u></p> <p>(1) 薬務課は、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>等からの供給要請に係る情報とともに、各協定を締結している関係団体等からの供給応諾等に係る情報を集約し、<u>県災害薬事コーディネーター</u>と協議し、地区単位の供給先の割り振り（<u>地域保健医療福祉調整本部</u>以外からの要請の場合は詳細な供給先の割り振り）を行います。</p>	<p>二 ヘリコプター等による医薬品等輸送が必要な場合（<u>地域保健医療調整本部</u>から要請があった場合を含む）、薬務課は、その確保を<u>県災害対策本部</u>に要請します。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">▲図4-5 <u>保健医療調整本部</u>を中心とした医薬品等の供給フロー</p> <p>(5) <u>医薬品等の配送体制</u></p> <p>イ 災害発生時には、医薬品等を運搬する車両が緊急交通路の通行が可能となるように、当該車両の使用者は、<u>警察本部、警察署又は広域交通検問所に既に交付されている緊急通行車両等事前届出済証を提示し、災害対策基本法施行規則別記様式第3の標準（確認標準）及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けます。</u></p> <p>ロ～ハ（略）</p> <p>(6) <u>薬局等</u></p> <p>本文（略）</p> <p>4 <u>医薬品等の供給決定</u></p> <p>(1) 薬務課は、<u>地域保健医療調整本部</u>等からの供給要請に係る情報とともに、各協定を締結している関係団体等からの供給応諾等に係る情報を集約し、<u>県災害薬事コーディネーター</u>と協議し、地区単位の供給先の割り振り（<u>地域保健医療調整本部</u>以外からの要請の場合は詳細な供給先の割り振り）を行います。</p>	<p>■宮城県保健医療調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p> <p>■緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の制定に基づく修正（令和5年7月18日付け警察庁丁規発第93号通達）</p>

## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>(2) 薬務課は、調整結果を、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>に連絡します。（<u>地域保健医療福祉調整本部</u>以外からの要請の場合は、要請元に連絡します。）</p> <p>(3) <u>地域保健医療福祉調整本部</u>は、<u>地域災害薬事コーディネーター</u>と協議し、薬務課から割り振られた医薬品等の詳細な供給先を決定し、薬務課に報告します。</p> <p>(4) 所管区域内で供給調整が可能な場合は、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>は、(3)と同様に供給先を決定します。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>▲図4-6 医薬品用の供給決定プロセス（所管区域内で調整が不可能な場合）</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>▲図4-7 医薬品用の供給決定プロセス（所管区域内で調整が可能な場合）</p>	<p>(2) 薬務課は、調整結果を、<u>地域保健医療調整本部</u>に連絡します。（<u>地域保健医療福祉調整本部</u>以外からの要請の場合は、要請元に連絡します。）</p> <p>(3) <u>地域保健医療調整本部</u>は、<u>地域災害薬事コーディネーター</u>と協議し、薬務課から割り振られた医薬品等の詳細な供給先を決定し、薬務課に報告します。</p> <p>(4) 所管区域内で供給調整が可能な場合は、<u>地域保健医療調整本部</u>は、(3)と同様に供給先を決定します。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>▲図4-6 医薬品用の供給決定プロセス（所管区域内で調整が不可能な場合）</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>▲図4-7 医薬品用の供給決定プロセス（所管区域内で調整が可能な場合）</p>	<p>■宮城県保健医療調整本部設置要綱に基づく修正(令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知)</p>

# 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表 (案)

新	旧	備考
<p>▲図4-8 医薬品等の供給フロー全体図</p>	<p>▲図4-8 医薬品等の供給フロー全体図</p>	<p>■宮城県保健医療調整本部設置要綱に基づく修正(令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知)</p>

## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）



新	旧	備考
<b>第5章 薬剤師の派遣</b>	<b>第5章 薬剤師の派遣</b>	
<p><b>1 事前の備え</b></p> <p>(1) 県と関係団体 本文（略）</p> <p>(2) 保健所 災害時に<u>地域保健医療福祉調整本部</u>の事務局となる県の保健所は、管内市町村と薬剤師の派遣体制及び派遣の要請方法等について確認の上で共有します。</p> <p>(3) ～ (5)（略）</p> <p><b>2 薬剤師の派遣</b> 本文（略）</p> <p>(1) 医療救護班に帯同する薬剤師等（図5-1）</p> <p>イ 市町村派遣医療救護班又は各市町村が開設する医療救護所若しくは避難所において、医薬品等の管理、調剤及び服薬指導等を行う薬剤師が不足した場合は、市町村災害対策本部に対して、また、DMAT・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等、医療機関及び薬局において薬剤師が不足した場合には、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>に対して、できる限り以下の事項を示した上で、薬剤師派遣要請書（様式4）により派遣を要請します。</p> <p>(イ) ～ (ホ)（略）</p> <p>ロ（略）</p>	<p><b>1 事前の備え</b></p> <p>(1) 県と関係団体 本文（略）</p> <p>(2) 保健所 災害時に<u>地域保健医療調整本部</u>の事務局となる県の保健所は、管内市町村と薬剤師の派遣体制及び派遣の要請方法等について確認の上で共有します。</p> <p>(3) ～ (5)（略）</p> <p><b>2 薬剤師の派遣</b> 本文（略）</p> <p>(1) 医療救護班に帯同する薬剤師等（図5-1）</p> <p>イ 市町村派遣医療救護班又は各市町村が開設する医療救護所若しくは避難所において、医薬品等の管理、調剤及び服薬指導等を行う薬剤師が不足した場合は、市町村災害対策本部に対して、また、DMAT・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等、医療機関及び薬局において薬剤師が不足した場合には、<u>地域保健医療調整本部</u>に対して、できる限り以下の事項を示した上で、薬剤師派遣要請書（様式4）により派遣を要請します。</p> <p>(イ) ～ (ホ)（略）</p> <p>ロ（略）</p>	<p>■宮城県保健医療調整本部設置要綱に基づく修正（令和4年3月31日付保福第5127号保健福祉部長通知）</p>

## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">▲図5-1 薬剤師の派遣要請フロー</p>	<p style="text-align: center;">▲図5-1 薬剤師の派遣要請フロー</p>	<p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正(令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知)</p>
<p>(2) 市町村災害対策本部（図5-2）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 市町村災害対策本部は、市町村圏域で薬剤師の派遣が困難な場合は、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>に様式4により支援を要請します。</p> <p>ハ （略）</p> <p>ニ （略）</p>	<p>(2) 市町村災害対策本部（図5-2）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 市町村災害対策本部は、市町村圏域で薬剤師の派遣が困難な場合は、<u>地域保健医療調整本部</u>に様式4により支援を要請します。</p> <p>ハ （略）</p>	



災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
 <p>▲図5-2 市町村災害対策本部を中心とした薬剤師の派遣フロー</p> <p>(3) <u>地域保健医療福祉調整本部</u> (図5-3)</p> <p>イ <u>地域保健医療福祉調整本部</u>は、所管区域の市町村派遣医療救護班、各市町村が開設する医療救護所若しくは避難所からの要請を取りまとめている市町村災害対策本部又はDMA T・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等若しくは医療機関及び薬局から薬剤師の派遣要請を受けたときは、地区薬剤師会を通じて（一社）宮城県薬剤師会に管内の薬剤師の派遣を要請します。</p> <p>ロ <u>地域保健医療福祉調整本部</u>は、二次医薬品集積所において、医薬品等の管理、調剤及び服薬指導等を行う薬剤師が不足した場合は、地区薬剤師会を通じて（一社）宮城県薬剤師会に管内の薬剤師の派遣を要請します。</p> <p>ハ <u>地域保健医療福祉調整本部</u>は、所管区域内で対応できない場合は、薬務課に様式4により派遣を要請します。</p> <p>ニ <u>地域保健医療福祉調整本部</u>は、派遣調整の結果を要請元に様式4により連絡します。</p>	 <p>▲図5-2 市町村災害対策本部を中心とした薬剤師の派遣フロー</p> <p>(3) <u>地域保健医療福祉調整本部</u> (図5-3)</p> <p>イ <u>地域保健医療調整本部</u>は、所管区域の市町村派遣医療救護班、各市町村が開設する医療救護所若しくは避難所からの要請を取りまとめている市町村災害対策本部又はDMA T・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等若しくは医療機関及び薬局から薬剤師の派遣要請を受けたときは、地区薬剤師会を通じて（一社）宮城県薬剤師会に管内の薬剤師の派遣を要請します。</p> <p>ロ <u>地域保健医療調整本部</u>は、二次医薬品集積所において、医薬品等の管理、調剤及び服薬指導等を行う薬剤師が不足した場合は、地区薬剤師会を通じて（一社）宮城県薬剤師会に管内の薬剤師の派遣を要請します。</p> <p>ハ <u>地域保健医療調整本部</u>は、所管区域内で対応できない場合は、薬務課に様式4により派遣を要請します。</p> <p>ニ <u>地域保健医療調整本部</u>は、派遣調整の結果を要請元に様式4により連絡します。</p>	<p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正(令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知)</p>

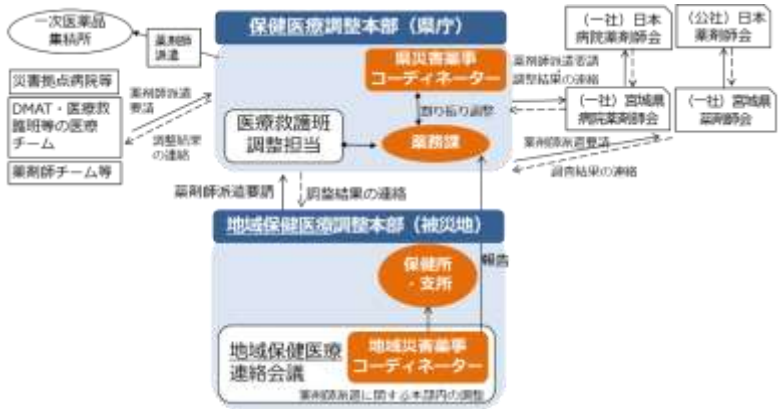

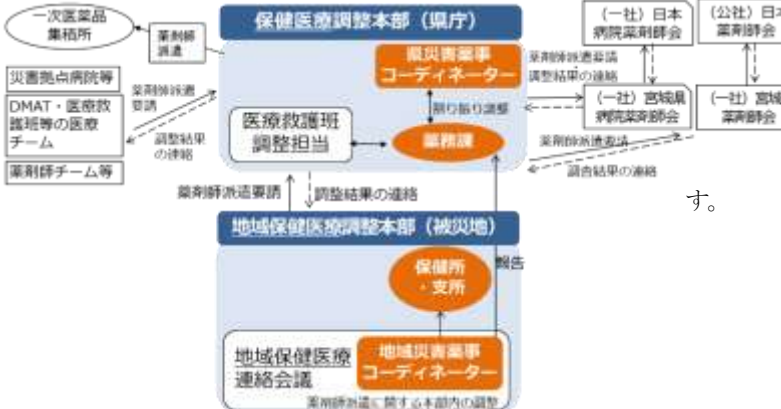
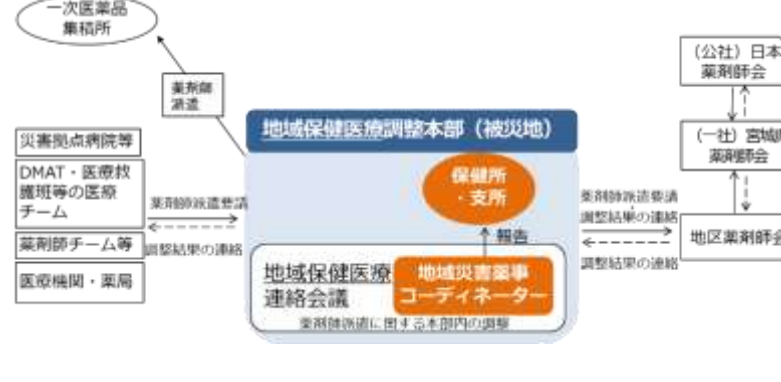
# 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>▲図5-3 地域保健医療福祉調整本部を中心とした薬剤師の派遣フロー</p>	<p>▲図5-3 地域保健医療調整本部を中心とした薬剤師の派遣フロー</p>	<p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正(令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知)</p>
<p>(4) 保健医療福祉調整本部 (図5-4)</p> <p>イ 業務課は、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>又は災害急性期等においては災害拠点病院等、DMAT・医療救護班等の医療チーム及び薬剤師チーム等から薬剤師の派遣要請を受けたときは、(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会に県内の薬剤師の派遣を要請します。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>▲図5-4 保健医療福祉調整本部を中心とした薬剤師の派遣フロー</p>	<p>(4) 保健医療調整本部 (図5-4)</p> <p>イ 業務課は、<u>地域保健医療調整本部</u>又は災害急性期等においては災害拠点病院等、DMAT・医療救護班等の医療チーム及び薬剤師チーム等から薬剤師の派遣要請を受けたときは、(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会に県内の薬剤師の派遣を要請します。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>▲図5-4 保健医療調整本部を中心とした薬剤師の派遣フロー</p>	

災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>3 薬剤師の派遣調整等（図5-5及び5-6）</p> <p>(1) 派遣先の決定</p> <p>イ 薬務課は、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>等からの派遣要請に係る情報とともに、（一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会からの派遣調整の情報を集約し、医療救護班調整担当及び県災害薬事コーディネーターと協議し、地区単位の派遣調整（<u>地域保健医療福祉調整本部</u>以外からの要請の場合は詳細な派遣先の割り振り調整）を行います。</p> <p>ロ 薬務課は、調整結果を、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>を通じて、<u>地域保健医療福祉連絡会議</u>に連絡します。（<u>地域保健医療調整本部</u>以外からの要請の場合は、要請元に連絡します。）</p> <p>ハ <u>地域保健医療福祉連絡会議</u>は、以下の団体・機関の参画を受け、所管区域内の医療救護活動の実施状況を踏まえながら、薬務課から割り振られた薬剤師の詳細な派遣先を調整し、地域災害薬事コーディネーターは、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>及び薬務課（薬務課を通じて県災害薬事コーディネーターにも報告）に調整内容を報告します。なお、連絡会議は、所管区域内派遣先の調整方法について、平時から協議しておきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【参画を求める機関・団体】                      地域災害医療コーディネーター、地域災害薬事コーディネーター、管内市町村、郡市医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、看護協会支部、管内災害拠点病院 等</p> </div> <p>ニ 所管区域内の薬剤師により派遣調整が可能な場合は、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>は地区薬剤師会から受けた調整結果の情報を<u>地域保健医療福祉連絡会議</u>に連絡し、ハと同様に派遣先を調整し、地域災害薬事コーディネーターは、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>に調整内容を報告します。</p> <p>(2) 派遣調整結果の連絡</p> <p>イ 派遣先                      薬務課は、派遣元に対し、派遣される薬剤師が（1）ハで調整した結果を連絡します。（管内で派遣調整が可能な場合は、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>が連絡します。）</p> <p>ロ 派遣期間                      本文（略）</p> <p>(3) 医療救護活動の実施状況の報告と派遣調整等への反映</p> <p>イ 医療救護班又は派遣された薬剤師は、医療救護活動の実施状況（患者の疾患の傾向及び医療ニーズの増減等）及び派遣先における保健衛生に関する情報を、市町村</p>	<p>3 薬剤師の派遣調整等（図5-5及び5-6）</p> <p>(1) 派遣先の決定</p> <p>イ 薬務課は、<u>地域保健医療調整本部</u>等からの派遣要請に係る情報とともに、（一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会からの派遣調整の情報を集約し、医療救護班調整担当及び県災害薬事コーディネーターと協議し、地区単位の派遣調整（<u>地域保健医療調整本部</u>以外からの要請の場合は詳細な派遣先の割り振り調整）を行います。</p> <p>ロ 薬務課は、調整結果を、<u>地域保健医療調整本部</u>を通じて、<u>地域保健医療連絡会議</u>に連絡します。（<u>地域保健医療調整本部</u>以外からの要請の場合は、要請元に連絡します。）</p> <p>ハ <u>地域保健医療連絡会議</u>は、以下の団体・機関の参画を受け、所管区域内の医療救護活動の実施状況を踏まえながら、薬務課から割り振られた薬剤師の詳細な派遣先を調整し、地域災害薬事コーディネーターは、<u>地域保健医療調整本部</u>及び薬務課（薬務課を通じて県災害薬事コーディネーターにも報告）に調整内容を報告します。なお、連絡会議は、所管区域内派遣先の調整方法について、平時から協議しておきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【参画を求める機関・団体】                      地域災害医療コーディネーター、地域災害薬事コーディネーター、管内市町村、郡市医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、看護協会支部、管内災害拠点病院 等</p> </div> <p>ニ 所管区域内の薬剤師により派遣調整が可能な場合は、<u>地域保健医療調整本部</u>は地区薬剤師会から受けた調整結果の情報を<u>地域保健医療連絡会議</u>に連絡し、ハと同様に派遣先を調整し、地域災害薬事コーディネーターは、<u>地域保健医療調整本部</u>に調整内容を報告します。</p> <p>(2) 派遣調整結果の連絡</p> <p>イ 派遣先                      薬務課は、派遣元に対し、派遣される薬剤師が（1）ハで調整した結果を連絡します。（管内で派遣調整が可能な場合は、<u>地域保健医療調整本部</u>が連絡します。）</p> <p>ロ 派遣期間                      本文（略）</p> <p>(3) 医療救護活動の実施状況の報告と派遣調整等への反映</p> <p>イ 医療救護班又は派遣された薬剤師は、医療救護活動の実施状況（患者の疾患の傾向及び医療ニーズの増減等）及び派遣先における保健衛生に関する情報を、市町村</p>	<p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p>

## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>災害対策本部又は地域保健医療福祉調整本部に報告します。さらに、市町村災害対策本部は地域保健医療福祉調整本部に、また、地域保健医療福祉調整本部は薬務課にその情報を報告します。</p> <p>ロ 保健医療福祉調整本部及び地域保健医療福祉調整本部は、報告内容が以降の医療救護活動における派遣調整並びに保健所及び市町村が実施する保健衛生活動等に反映させます。</p>  <p style="text-align: center;">▲図5-5 薬剤師の派遣調整プロセス（所管区域内で調整が不可能な場合）</p>  <p style="text-align: center;">▲図5-6 薬剤師の派遣調整プロセス（所管区域内で調整が可能な場合）</p>	<p>災害対策本部又は地域保健医療調整本部に報告します。さらに、市町村災害対策本部は地域保健医療調整本部に、また、地域保健医療調整本部は薬務課にその情報を報告します。</p> <p>ロ 保健医療調整本部及び地域保健医療調整本部は、報告内容が以降の医療救護活動における派遣調整並びに保健所及び市町村が実施する保健衛生活動等に反映させます。</p>  <p style="text-align: center;">▲図5-5 薬剤師の派遣調整プロセス（所管区域内で調整が不可能な場合）</p>  <p style="text-align: center;">▲図5-6 薬剤師の派遣調整プロセス（所管区域内で調整が可能な場合）</p>	<p>■宮城県保健医療調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p>

災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>▲図5-7 薬剤師の派遣フロー全体図</p>	<p>▲図5-7 薬剤師の派遣フロー全体図</p>	<p>■宮城県保健医療調整本部設置要綱に基づく修正(令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知)</p>

## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p><b>第6章 モバイルファーマシーの配置</b></p> <p><b>1 モバイルファーマシーの配置検討</b>                      薬務課は、市町村が設置する医療救護所のほか、被災者に対する調剤が円滑に行われるよう、<u>県災害薬事コーディネーター及び地域保健医療福祉調整本部（地域保健医療福祉調整本部を通じて地域災害コーディネーターとも協議）</u>と協議しモバイルファーマシーの配置を検討します。</p> <p><b>2 モバイルファーマシーの配置要請</b>                      (1)～(2)（略）</p> <p><b>3 モバイルファーマシーの配置応諾</b>                      (1) モバイルファーマシーの配置が（一社）宮城県薬剤師会により応諾された場合は、薬務課は、<u>県災害薬事コーディネーター及び地域保健医療福祉調整本部（地域保健医療福祉調整本部を通じて地域災害コーディネーターにも連絡）</u>に連絡するとともに、市町村災害対策本部に連絡します。                      (2) 県災害薬事コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーターは、モバイルファーマシーの受け入れに際し、薬務課及び<u>地域保健医療福祉調整本部並びに</u>市町村災害対策本部と必要な調整を行います。</p> <p style="text-align: center;">▲図6 モバイルファーマシーの配置フローについて</p>	<p><b>第6章 モバイルファーマシーの配置</b></p> <p><b>1 モバイルファーマシーの配置検討</b>                      薬務課は、市町村が設置する医療救護所のほか、被災者に対する調剤が円滑に行われるよう、<u>県災害薬事コーディネーター及び地域保健医療調整本部（地域保健医療調整本部を通じて地域災害コーディネーターとも協議）</u>と協議しモバイルファーマシーの配置を検討します。</p> <p><b>2 モバイルファーマシーの配置要請</b>                      (1)～(2)（略）</p> <p><b>3 モバイルファーマシーの配置応諾</b>                      (1) モバイルファーマシーの配置が（一社）宮城県薬剤師会により応諾された場合は、薬務課は、<u>県災害薬事コーディネーター及び地域保健医療調整本部（地域保健医療調整本部を通じて地域災害コーディネーターにも連絡）</u>に連絡するとともに、市町村災害対策本部に連絡します。                      (2) 県災害薬事コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーターは、モバイルファーマシーの受け入れに際し、薬務課及び<u>地域保健医療調整本部並びに</u>市町村災害対策本部と必要な調整を行います。</p> <p style="text-align: center;">▲図6 モバイルファーマシーの配置フローについて</p>	<p>■宮城県保健医療調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p>

## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<b>第7章 災害処方箋・災害薬袋・お薬手帳の活用</b>	<b>第7章 災害処方箋・災害薬袋・お薬手帳の活用</b>	
<p>医療救護所又は避難所でDMAT及び医療救護班等が治療を行う場合は、医薬品の処方内容を災害時医療カルテに記録し、医療救護班が所持する薬剤の不足等により薬剤を直接交付しない場合は、災害処方箋（p 4 2参考様式1）を発行します。</p> <p>災害処方箋を応需した医療救護所等は、災害用緊急薬袋（p 4 3参考様式2）に必要事項を記載し、薬剤を交付するほか、患者がお薬手帳を持参した場合は、お薬手帳に処方内容を記載して渡します。</p> <p>お薬手帳は、平時から処方された医薬品名や数量等の情報を記載し、患者自らが所持するもので、避難時に所持し、記録を続けることで、災害時には服薬内容やアレルギーの有無、副作用歴等が分かることから、迅速で的確な治療や処方に繋がります。</p> <p>なお、医療機関への受診が交通遮断等で困難な場合又は医療機関の被災により閉鎖されている場合等客観的にやむを得ない理由で医師の診療を受けることができないと認められる場合において、慢性疾患に係る処方内容であることが、薬歴、お薬手帳及び薬袋等から明らかに分かる場合は、事後に処方箋が提出されることを前提として保険調剤できることについて、国による通知発出後、<u>薬務課及び関係機関は積極的に広報するよう努めます。</u>（p 4 8②）</p> <p><u>※災害処方箋は、災害救助法の適用を受けた地域でのみ（医療機関の喪失又は機能停止若しくは当該医療機関の診療可能患者数をはるかに超える患者が発生し、現に医療を受けられない者がいるときのみ）発行が可能となるので、留意が必要です。薬務課は、災害救助法の適用状況等について、適宜情報発信していきます。</u></p>	<p>医療救護所又は避難所でDMAT及び医療救護班等が治療を行う場合は、医薬品の処方内容を災害時医療カルテに記録し、医療救護班が所持する薬剤の不足等により薬剤を直接交付しない場合は、災害処方箋（_____参考様式1）を発行します。</p> <p>災害処方箋を応需した医療救護所等は、災害用緊急薬袋（_____参考様式2）に必要事項を記載し、薬剤を交付するほか、患者がお薬手帳を持参した場合は、お薬手帳に処方内容を記載して渡します。</p> <p>お薬手帳は、平時から処方された医薬品名や数量等の情報を記載し、患者自らが所持するもので、避難時に所持し、記録を続けることで、災害時には服薬内容やアレルギーの有無、副作用歴等が分かることから、迅速で的確な治療や処方に繋がります。</p> <p>なお、医療機関への受診が交通遮断等で困難な場合又は医療機関の被災により閉鎖されている場合等客観的にやむを得ない理由で医師の診療を受けることができないと認められる場合において、慢性疾患に係る処方内容であることが、薬歴、お薬手帳及び薬袋等から明らかに分かる場合は、事後に処方箋が提出されることを前提として保険調剤できることについて、国による通知発出後、_____積極的に広報するよう努めます。（p 4 6②）</p>	<p>■内容精査による追記</p>





災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
様式1-3	様式1-3	<p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p>

# 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p style="text-align: center;">様式2-1 様式2-2</p> <p style="text-align: center;">薬局被災・業務継続状況報告集計表【保健医療福祉調整本部（業務課）集計用】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">調査者 保健医療福祉調整本部（業務課）</p> <p>調査担当者氏名 _____</p> <p>連絡先 _____</p> <p>報告日時 年 月 日 時 分</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区等</th> <th rowspan="2">薬局数</th> <th rowspan="2">報告数</th> <th rowspan="2">未報告数</th> <th rowspan="2">建物被害 あり</th> <th rowspan="2">建物被害 なし</th> <th rowspan="2">浸水被害 あり</th> <th rowspan="2">浸水被害 なし</th> <th rowspan="2">建物倒壊・おそれ あり</th> <th rowspan="2">建物倒壊・おそれ なし</th> <th rowspan="2">従業員被害 あり</th> <th rowspan="2">従業員被害 なし</th> <th rowspan="2">停電</th> <th rowspan="2">断水</th> <th rowspan="2">電話不通 接続不可</th> <th rowspan="2">インターネット 接続不可</th> <th colspan="3">開局</th> <th rowspan="2">必要</th> </tr> <tr> <th>可</th> <th>不可</th> <th>無し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>地区等</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>仙台</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>仙台</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>岩沼</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>雄勝</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>黒川*</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大崎</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>栗原</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>登米</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>石巻</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>気仙沼</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※1 地区等保健医療福祉調整本部が設置されている場合、黒川地区は雄勝地区（仙台支所）へ併せて計上 ※2 処方箋受入可能枚数に対する現在の受入枚数の超・未超</p>	地区等	薬局数	報告数	未報告数	建物被害 あり	建物被害 なし	浸水被害 あり	浸水被害 なし	建物倒壊・おそれ あり	建物倒壊・おそれ なし	従業員被害 あり	従業員被害 なし	停電	断水	電話不通 接続不可	インターネット 接続不可	開局			必要	可	不可	無し	地区等																					仙台																					仙台																					岩沼																					雄勝																					黒川*																					大崎																					栗原																					登米																					石巻																					気仙沼																					計																					<p style="text-align: center;">様式2-1 様式2-2</p> <p style="text-align: center;">薬局被災・業務継続状況報告集計表【保健医療福祉調整本部（業務課）集計用】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">調査者 保健医療福祉調整本部（業務課）</p> <p>調査担当者氏名 _____</p> <p>連絡先 _____</p> <p>報告日時 年 月 日 時 分</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区等</th> <th rowspan="2">薬局数</th> <th rowspan="2">報告数</th> <th rowspan="2">未報告数</th> <th rowspan="2">建物被害 あり</th> <th rowspan="2">建物被害 なし</th> <th rowspan="2">浸水被害 あり</th> <th rowspan="2">浸水被害 なし</th> <th rowspan="2">建物倒壊・おそれ あり</th> <th rowspan="2">建物倒壊・おそれ なし</th> <th rowspan="2">従業員被害 あり</th> <th rowspan="2">従業員被害 なし</th> <th rowspan="2">停電</th> <th rowspan="2">断水</th> <th rowspan="2">電話不通 接続不可</th> <th rowspan="2">インターネット 接続不可</th> <th colspan="3">開局</th> <th rowspan="2">必要</th> </tr> <tr> <th>可</th> <th>不可</th> <th>無し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>地区等</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>仙台</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>仙台</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>岩沼</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>雄勝</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>黒川*</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大崎</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>栗原</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>登米</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>石巻</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>気仙沼</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※1 地区等保健医療福祉調整本部が設置されている場合、黒川地区は雄勝地区（仙台支所）へ併せて計上 ※2 処方箋受入可能枚数に対する現在の受入枚数の超・未超</p>	地区等	薬局数	報告数	未報告数	建物被害 あり	建物被害 なし	浸水被害 あり	浸水被害 なし	建物倒壊・おそれ あり	建物倒壊・おそれ なし	従業員被害 あり	従業員被害 なし	停電	断水	電話不通 接続不可	インターネット 接続不可	開局			必要	可	不可	無し	地区等																					仙台																					仙台																					岩沼																					雄勝																					黒川*																					大崎																					栗原																					登米																					石巻																					気仙沼																					計																					<p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p>
地区等																	薬局数	報告数	未報告数		建物被害 あり	建物被害 なし	浸水被害 あり	浸水被害 なし	建物倒壊・おそれ あり	建物倒壊・おそれ なし	従業員被害 あり	従業員被害 なし	停電	断水	電話不通 接続不可	インターネット 接続不可	開局			必要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	可	不可	無し																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
地区等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
仙台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
仙台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
岩沼																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
雄勝																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
黒川*																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
大崎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
栗原																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
登米																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
石巻																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
気仙沼																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
地区等	薬局数	報告数	未報告数	建物被害 あり	建物被害 なし	浸水被害 あり	浸水被害 なし	建物倒壊・おそれ あり	建物倒壊・おそれ なし	従業員被害 あり	従業員被害 なし	停電	断水	電話不通 接続不可	インターネット 接続不可	開局			必要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
																可	不可	無し																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
地区等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
仙台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
仙台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
岩沼																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
雄勝																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
黒川*																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
大崎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
栗原																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
登米																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
石巻																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
気仙沼																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								



# 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新															旧															備考		
<p style="text-align: center;">医薬品等卸売販売業者被災・業務継続状況報告集計表【保健医療福祉調整本部（薬務課）集計用】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;"><b>調査者</b> 保健医療福祉調整本部（薬務課）</p> <p>調査担当者氏名 _____</p> <p>連絡先 _____</p> <p>報告日時 年 月 日 時 分</p> </div> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">単位：件</p>																<p style="text-align: center;">医薬品等卸売販売業者被災・業務継続状況報告集計表【保健医療福祉調整本部（薬務課）集計用】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;"><b>調査者</b> 保健医療福祉調整本部（薬務課）</p> <p>調査担当者氏名 _____</p> <p>連絡先 _____</p> <p>報告日時 年 月 日 時 分</p> </div> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">単位：件</p>																<p>■宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p>
地区等	卸数	報告数	未報告数	建物被害		浸水被害		建物倒壊・おそれ		従業員被害		医薬品等被害		停電	断水	電話不通	インターネット接続不可	業務継続		供給不足	配送困難											
仙南				あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし					可	不可	あり	なし	あり	なし									
仙台																																
岩沼																																
塩釜																																
黒川																																
大崎																																
栗原																																
登米																																
石巻																																
気仙沼																																
計																																
<p style="font-size: small;">地域保健医療福祉調整本部が設置されている場合、黒川地区は塩釜地区（仙台支部）へ併せて計上</p>																<p style="font-size: small;">地域保健医療福祉調整本部が設置されている場合、黒川地区は塩釜地区（仙台支部）へ併せて計上</p>																



# 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考																																																																												
<p>様式4</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <b>薬剤師派遣要請書</b> </div> <p>■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)</p> <p>①医療救護所・避難所 ②災害拠点病院 ③医療機関・薬局 ④市町村本部 ⑤地域保健医療福祉調整本部 ⑥県保健医療福祉調整本部 ⑦その他</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>担当者</td> <td>要請 担当者</td> <td>要請 担当者</td> <td>要請 担当者</td> </tr> <tr> <td>機関名 区分</td> <td>機関名 区分</td> <td>機関名 区分</td> <td>機関名 区分</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>電話番号</td> <td>電話番号</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>担当者</td> <td>連絡 担当者</td> <td>連絡 担当者</td> <td>連絡 担当者</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">必要人数</td> <td style="width: 33%;">活動場所</td> <td style="width: 34%;">活動内容</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">参集場所・希望日時</td> <td style="width: 33%;">希望派遣期間</td> <td style="width: 34%;">備考</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <b>薬剤師派遣調整結果連絡書</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                 派遣人員氏名(連絡先電話番号)             </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">派遣期間</td> <td style="width: 25%;">移動手段</td> <td style="width: 25%;">薬剤師所属機関</td> <td style="width: 25%;">派遣場所</td> </tr> <tr> <td>月 日～ 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	担当者	要請 担当者	要請 担当者	要請 担当者	機関名 区分	機関名 区分	機関名 区分	機関名 区分	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	担当者	連絡 担当者	連絡 担当者	連絡 担当者	必要人数	活動場所	活動内容	参集場所・希望日時	希望派遣期間	備考	派遣期間	移動手段	薬剤師所属機関	派遣場所	月 日～ 月 日				<p>様式4</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <b>薬剤師派遣要請書</b> </div> <p>■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)</p> <p>①医療救護所・避難所 ②災害拠点病院 ③医療機関・薬局 ④市町村本部 ⑤地域保健医療調整本部 ⑥県保健医療調整本部 ⑦その他</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>担当者</td> <td>要請 担当者</td> <td>要請 担当者</td> <td>要請 担当者</td> </tr> <tr> <td>機関名 区分</td> <td>機関名 区分</td> <td>機関名 区分</td> <td>機関名 区分</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>電話番号</td> <td>電話番号</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>担当者</td> <td>連絡 担当者</td> <td>連絡 担当者</td> <td>連絡 担当者</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">必要人数</td> <td style="width: 33%;">活動場所</td> <td style="width: 34%;">活動内容</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">参集場所・希望日時</td> <td style="width: 33%;">希望派遣期間</td> <td style="width: 34%;">備考</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <b>薬剤師派遣調整結果連絡書</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                 派遣人員氏名(連絡先電話番号)             </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">派遣期間</td> <td style="width: 25%;">移動手段</td> <td style="width: 25%;">薬剤師所属機関</td> <td style="width: 25%;">派遣場所</td> </tr> <tr> <td>月 日～ 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	担当者	要請 担当者	要請 担当者	要請 担当者	機関名 区分	機関名 区分	機関名 区分	機関名 区分	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	担当者	連絡 担当者	連絡 担当者	連絡 担当者	必要人数	活動場所	活動内容	参集場所・希望日時	希望派遣期間	備考	派遣期間	移動手段	薬剤師所属機関	派遣場所	月 日～ 月 日				
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分																																																																											
担当者	要請 担当者	要請 担当者	要請 担当者																																																																											
機関名 区分	機関名 区分	機関名 区分	機関名 区分																																																																											
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号																																																																											
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分																																																																											
担当者	連絡 担当者	連絡 担当者	連絡 担当者																																																																											
必要人数	活動場所	活動内容																																																																												
参集場所・希望日時	希望派遣期間	備考																																																																												
派遣期間	移動手段	薬剤師所属機関	派遣場所																																																																											
月 日～ 月 日																																																																														
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分																																																																											
担当者	要請 担当者	要請 担当者	要請 担当者																																																																											
機関名 区分	機関名 区分	機関名 区分	機関名 区分																																																																											
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号																																																																											
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分																																																																											
担当者	連絡 担当者	連絡 担当者	連絡 担当者																																																																											
必要人数	活動場所	活動内容																																																																												
参集場所・希望日時	希望派遣期間	備考																																																																												
派遣期間	移動手段	薬剤師所属機関	派遣場所																																																																											
月 日～ 月 日																																																																														

災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
参考様式1（略） 参考様式2（略） <p style="text-align: center;"><b>第9章 災害薬事関連通知・事務連絡</b></p>	参考様式1（略） 参考様式2（略） <p style="text-align: center;"><b>第9章 災害薬事関連通知・事務連絡</b></p>	
①～②（略）	①～②（略）	
<p style="text-align: center;"><b>第10章 宮城県薬事関連災害協定書等</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第10章 宮城県薬事関連災害協定書等</b></p>	
掲載（略）	掲載（略）	
<p style="text-align: center;"><b>第11章 資料集</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第11章 資料集</b></p>	
1 非常災害用医薬品流通備蓄状況一覧（令和5年度現在） 表（略）  2 非常災害用医薬品備蓄場所一覧（令和5年度現在） 表（略）  3-1 災害処方箋に係る費用請求時に想定される（一社）宮城県薬剤師会あて通知案 <p style="text-align: right;">薬 第 〇〇 号 年号〇年〇月〇日</p> <p>一般社団法人宮城県薬剤師会会長 殿</p> <p style="text-align: right;">宮城県保健福祉部長</p> <p>〇〇災害により救護所等で交付された災害処方箋に基づく調剤に係る費用請求について（依頼）</p> <p>本県の薬事行政につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、この度の災害におきましては、御尽力を賜り、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>さて、〇〇〇〇〇〇に伴い、災害救助法に基づく医療の一環として救護所等において交付された処方箋（以下「災害処方箋」という。）については、保険調剤として取り扱わず、薬局において調剤を行った際の労務費及び薬剤費については県（※災害救助法第21条の規定に基づき、費用負担は国及び都道府県が負担することとされているが、ここでは（一社）宮城県薬剤師会の直</p>	1 非常災害用医薬品流通備蓄状況一覧（令和4年度現在） 表（略）  2 非常災害用医薬品備蓄場所一覧（令和4年11月現在） 表（略）  （新設）	■内容精査による新規項目の追加 ■文言修正

## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>接の請求先を記載）に費用を請求することとされているところです。</p> <p><u>このたび、その取扱いについて、別添のとおり「〇〇〇〇災害による薬局における災害処方箋に基づく調剤実施要領」を定めましたのでお知らせします。</u></p> <p><u>つきましては、災害処方箋に基づく調剤（保険調剤以外の調剤）を行った薬局からの費用請求について、貴会において取りまとめていただき、当部薬務課宛て御報告願います。併せて、本要領について、各薬局に周知願います。</u></p> <p>3-2 災害処方箋に係る費用請求時に想定される実施要領案</p> <p style="text-align: center;"><u>〇〇〇〇災害による薬局における災害処方箋に基づく調剤実施要領</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p><u>第1条 本要領は、〇〇〇〇災害に伴い、災害救助法による医療の一環として、薬局において災害処方箋に基づき調剤された薬剤を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(実施者)</u></p> <p><u>第2条 災害救助法適用市町村内に所在する薬局とする。</u></p> <p><u>(実施内容)</u></p> <p><u>第3条 薬局は、〇〇〇〇災害により、救護所等の保険医療機関以外で交付された災害処方箋に基づき、調剤を行い、薬剤を支給する。</u></p> <p><u>(実施期間)</u></p> <p><u>第4条 実施期間は、災害救助法適用期間内とする。</u></p> <p><u>2 県は、前項の期間の開始及び終了時に、薬局に通知するものとする。</u></p> <p><u>(費用の負担及び支払い)</u></p> <p><u>第5条 前条の期間中、薬局において災害処方箋に基づく調剤を行った際の労務費及び調剤のために使用した薬剤の実費は、県が負担するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の労務費は、調剤した災害処方箋1枚当たり〇〇円（※通知前に（一般社団法人宮城県薬剤師会と調整）とし、1薬局当たり1日15,400円（※災害救助法施行細則（昭和35年規則第48号）別表2の規定に基づく薬剤師の日当を参考として記載したが、通知前に（一社）宮城県薬剤師会と調整）を超えないものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による費用については、一般社団法人宮城県薬剤師会（以下「宮城県薬剤師会」という。）が別記様式1及び2により取りまとめた上、知事に請求するものとする。</u></p>		<p>■内容精査による新規項目の追加</p>



## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考																														
<p>4 県は、(一社)宮城県薬剤師会に支払うものとする。</p> <p><u>(請求の期限)</u> 第6条 前条第3項に規定する請求の期限は、第4条第2項の通知後3か月以内とする。</p> <p><u>附 則</u> この要領は、年号〇年〇月〇日から施行し、年号〇年〇月〇日から適用する。</p> <p style="text-align: right;">(別記様式1) 薬局における災害処方箋等による調剤報告書</p> <p style="text-align: right;">年号〇年〇月〇日</p> <p>宮城県知事 _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 _____ 氏名 _____</p> <p>災害救助法に基づく医療の一環として、各薬局において、災害処方箋等により調剤をしましたので、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10px;">1</td> <td style="width: 70%;">調剤対象月 _____</td> <td style="width: 10%;">年号 _____</td> <td style="width: 10%;">年 _____</td> <td style="width: 10%;">月分 _____</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>調剤した薬局数 _____</td> <td></td> <td></td> <td>件 _____</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>調剤した災害処方箋枚数等 _____</td> <td></td> <td></td> <td>枚 _____</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>調剤した際の労務費 _____</td> <td></td> <td></td> <td>円 _____</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>調剤のために使用した薬剤費 _____</td> <td></td> <td></td> <td>円 _____</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td colspan="4">調剤実績：別紙一覧表のとおり</td> </tr> </table>	1	調剤対象月 _____	年号 _____	年 _____	月分 _____	2	調剤した薬局数 _____			件 _____	3	調剤した災害処方箋枚数等 _____			枚 _____	4	調剤した際の労務費 _____			円 _____	5	調剤のために使用した薬剤費 _____			円 _____	6	調剤実績：別紙一覧表のとおり					<p>■内容精査による新規項目の追加</p>
1	調剤対象月 _____	年号 _____	年 _____	月分 _____																												
2	調剤した薬局数 _____			件 _____																												
3	調剤した災害処方箋枚数等 _____			枚 _____																												
4	調剤した際の労務費 _____			円 _____																												
5	調剤のために使用した薬剤費 _____			円 _____																												
6	調剤実績：別紙一覧表のとおり																															

### 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考																																																							
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">(別紙)</div> <p style="text-align: center;">薬局における災害処方箋等による調剤実績一覧表（ 月分）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">薬局の 許可番号</th> <th style="width: 25%;">薬局の名称</th> <th style="width: 15%;">調剤枚数 (枚)</th> <th style="width: 15%;">労務費 (円)</th> <th style="width: 30%;">薬剤費 (実費：円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 根拠となる書類として、各薬局における調剤実績の詳細、調剤済みの災害処方箋等の写しを添付すること。</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">(参考1)</div> <p style="text-align: center;">薬局における災害処方箋等による調剤実績の詳細一覧表（ 月分）</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">薬局の許可番号： _____ 薬局の名称： _____ 薬局の所在地： _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">調剤年月日</th> <th style="width: 20%;">患者氏名</th> <th style="width: 15%;">生年月日</th> <th style="width: 15%;">受付枚数 (枚)</th> <th style="width: 35%;">薬剤費 (実費：円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">薬剤費 _____ 円</p> <p>※ 根拠書類として、各薬局における調剤実績の詳細及び調剤済みの災害処方箋等の写しを添付すること。</p>	薬局の 許可番号	薬局の名称	調剤枚数 (枚)	労務費 (円)	薬剤費 (実費：円)																					計					調剤年月日	患者氏名	生年月日	受付枚数 (枚)	薬剤費 (実費：円)																						<p>■内容精査による新規項目の追加</p>
薬局の 許可番号	薬局の名称	調剤枚数 (枚)	労務費 (円)	薬剤費 (実費：円)																																																					
計																																																									
調剤年月日	患者氏名	生年月日	受付枚数 (枚)	薬剤費 (実費：円)																																																					

### 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考																				
<p style="text-align: right;">(参考2)</p> <p style="text-align: center;">薬局における災害処方箋等による労務費算定に係る調剤実績一覧表 ( 月分)</p> <p style="text-align: right;">薬局の許可番号: _____ 薬局の名称: _____ 薬局の所在地: _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">調剤年月日 (1日ごとに記入)</th> <th style="width: 15%;">薬剤師の 氏名</th> <th style="width: 15%;">1日当たりの調 剤枚数(枚)</th> <th style="width: 55%;">1日当たりの労務費(円) (15,400円以内)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">労務費 _____ 円</p> <p>※ 根拠となる書類として、調剤済みの災害処方箋等の写しを添付すること。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">請求書 <span style="float: right;">(別記様式2)</span></p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">年号〇年〇月〇日</p> <p style="margin-top: 10px;">宮城県知事 _____ 殿</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">住所 _____ 氏名 _____</p> <p style="margin-top: 10px;">災害救助法に基づく医療の一環として、各薬局における災害処方箋等による調剤に係る費用について、下記のとおり請求します。</p>	調剤年月日 (1日ごとに記入)	薬剤師の 氏名	1日当たりの調 剤枚数(枚)	1日当たりの労務費(円) (15,400円以内)																		<p>■内容精査による新規項目の追加</p>
調剤年月日 (1日ごとに記入)	薬剤師の 氏名	1日当たりの調 剤枚数(枚)	1日当たりの労務費(円) (15,400円以内)																			

災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新		旧	備考
記			■内容精査による新規項目の追加
請求金額 _____ 円			
金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合	本店 支店・支所 出張所	
口座種別	普通・当座		
口座番号			
(フリガナ)			
口座名義			

災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>用語解説</b></p> <p><b>【い】</b></p> <p><b>医薬品集積所（一次・二次）</b>          県の要請等により、県内外から輸送される医薬品等及び支援物資（医薬関係）を受け入れ、仕分け及び管理を行う施設のこと。薬務課の判断により一次医薬品集積所を設置し、また、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>ごとに二次医薬品集積所を設置する。          なお、医薬品集積所から医薬品を供給する行為は、卸行為と見なされるため、平時は許可が必要な行為である。よって、国から発出される事務連絡等（p 4 5 ㉔と同内容の通知）により、当該医薬品の融通行為が差し支えない旨を確認してからでなければ設置できないことに留意する。          平成30年3月9日に県が宮城県医薬品卸組合と交換した覚書により、一次医薬品集積所はバイタルネット宮城物流センターとされている。</p> <p><b>医療救護所</b>          市町村内の医療施設の診療能力を超えるほどの多数の負傷者が一度に発生したとき又は多数の医療施設の被災により十分な診療を発揮できないと市町村が判断したとき等に、市町村が設置するもの。市町村が被災・機能喪失により医療救護所の設置を決定できない場合は、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>が市町村に代わって設置を決定する。設置場所は、特に被害の甚大な地域や負傷者が多数見込まれる地域等に留意して決定する。</p> <p><b>医療救護班</b>          本文（略）</p> <p><b>医療救護班調整担当</b>  <u>保健医療福祉調整本部</u>で医療救護に係る調整を行う本部員で、医療救護班の受入と配置調整を行う。<u>地域保健医療福祉調整本部</u>から派遣要請に係る情報を集約するとともに、支部単位で派遣先の割り振りを行う。</p> <p><b>【き】</b></p> <p><b>基幹災害拠点病院</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>用語解説</b></p> <p><b>【い】</b></p> <p><b>医薬品集積所（一次・二次）</b>          県の要請等により、県内外から輸送される医薬品等及び支援物資（医薬関係）を受け入れ、仕分け及び管理を行う施設のこと。薬務課の判断により一次医薬品集積所を設置し、また、<u>地域保健医療調整本部</u>ごとに二次医薬品集積所を設置する。          なお、医薬品集積所から医薬品を供給する行為は、卸行為と見なされるため、平時は許可が必要な行為である。よって、国から発出される事務連絡等（p 4 5 ㉔と同内容の通知）により、当該医薬品の融通行為が差し支えない旨を確認してからでなければ設置できないことに留意する。          平成30年3月9日に県が宮城県医薬品卸組合と交換した覚書により、一次医薬品集積所はバイタルネット宮城物流センターとされている。</p> <p><b>医療救護所</b>          市町村内の医療施設の診療能力を超えるほどの多数の負傷者が一度に発生したとき又は多数の医療施設の被災により十分な診療を発揮できないと市町村が判断したとき等に、市町村が設置するもの。市町村が被災・機能喪失により医療救護所の設置を決定できない場合は、<u>地域保健医療調整本部</u>が市町村に代わって設置を決定する。設置場所は、特に被害の甚大な地域や負傷者が多数見込まれる地域等に留意して決定する。</p> <p><b>医療救護班</b>          本文（略）</p> <p><b>医療救護班調整担当</b>  <u>保健医療福祉調整本部</u>で医療救護に係る調整を行う本部員で、医療救護班の受入と配置調整を行う。<u>地域保健医療福祉調整本部</u>から派遣要請に係る情報を集約するとともに、支部単位で派遣先の割り振りを行う。</p> <p><b>【き】</b></p> <p><b>基幹災害拠点病院</b></p>	<p>■宮城県保健医療調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p>

## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>災害拠点病院のうち、地域災害拠点病院の機能を強化し、災害医療に関して中心的な役割を果たす医療機関のこと。(災害時における医療体制の充実強化について(平成24年3月21日厚生労働省医政局長通知))。宮城県では、独立行政法人国立病院機構仙台医療センターを指定している。(令和5年4月1日現在)</p> <p><b>救護班</b> 本文(略)</p> <p><b>緊急通行車両確認証明書</b> 本文(略)</p> <p><b>緊急通行車両等事前届出済証</b> 本文(略)</p> <p><b>【こ】</b></p> <p><b>広域災害救急医療情報システム(EMIS(イーミス))</b> 本文(略)</p> <p><b>【さ】</b></p> <p><b>災害対策本部/災害対策本部地方支部/災害対策本部地域部</b> 県が、災害が発生又は発生することが予測される場合に設置する災害対策全般を統括する本部のこと。(以下略)</p> <p><b>災害医療コーディネーター</b> 本文(略)</p> <p><b>災害救助法</b> 本文(略)</p> <p><b>災害拠点病院</b></p>	<p>災害拠点病院のうち、地域災害拠点病院の機能を強化し、災害医療に関して中心的な役割を果たす医療機関のこと。(災害時における医療体制の充実強化について(平成24年3月21日厚生労働省医政局長通知))。宮城県では、独立行政法人国立病院機構仙台医療センターを指定している。(令和4年3月1日現在)</p> <p><b>救護班</b> 本文(略)</p> <p><b>緊急通行車両確認証明書</b> 本文(略)</p> <p><b>緊急通行車両等事前届出済証</b> 本文(略)</p> <p><b>【こ】</b></p> <p><b>広域災害救急医療情報システム(EMIS(イーミス))</b> 本文(略)</p> <p><b>【さ】</b></p> <p><b>災害対策本部/災害対策本部地方支部/災害対策本部地域部</b> 県が、災害が発生又は発生することが予測される場合に設置する災害対策全般を統括する本部のこと。(以下略)</p> <p><b>災害医療コーディネーター</b> 本文(略)</p> <p><b>災害救助法</b> 本文(略)</p> <p><b>災害拠点病院</b></p>	<p>■宮城県保健医療調整本部設置要綱に基づく修正(令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知)</p> <p>■令和5年4月付け大規模災害時医療救護活動マニュアルに基づく修正</p>

## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>災害発生時において、当該病院が所在する県又は<u>地域保健医療福祉調整本部</u>所管区域の医療救護活動の拠点となる病院のこと。災害医療を行う医療救護病院等を支援する役割も果たす。</p> <p>なお、災害拠点病院には、「地域災害拠点病院」と「基幹災害拠点病院」がある。</p> <p><b>災害時公衆衛生活動ガイドライン</b> 本文（略）</p> <p><b>災害処方箋</b> 本文（略）</p> <p><b>災害対策基本法</b> 本文（略）</p> <p><b>災害薬事コーディネーター（県災害薬事コーディネーター／地域災害薬事コーディネーター）</b> <u>保健医療福祉調整本部</u>又は原則<u>地域保健医療福祉調整本部</u>において、医薬品等の供給及び薬剤師の派遣についての調整を行う薬剤師のこと。</p> <p>【し】</p> <p><b>市町村災害対策本部</b> 本文（略）</p> <p>【た】</p> <p><b>大規模災害時医療救護活動マニュアル</b> 本文（略）</p> <p>【ち】</p> <p><b>地域保健医療福祉調整本部</b> 管内で実施されている医療救護活動に関する調整及び管内の災害拠点病院等に設置されるDMAT活動拠点本部と連携するため、管内でDMAT又は医療救護班による医療救護活動</p>	<p>災害発生時において、当該病院が所在する県又は<u>地域保健医療調整本部</u>所管区域の医療救護活動の拠点となる病院のこと。災害医療を行う医療救護病院等を支援する役割も果たす。</p> <p>なお、災害拠点病院には、「地域災害拠点病院」と「基幹災害拠点病院」がある。</p> <p><b>災害時公衆衛生活動ガイドライン</b> 本文（略）</p> <p><b>災害処方箋</b> 本文（略）</p> <p><b>災害対策基本法</b> 本文（略）</p> <p><b>災害薬事コーディネーター（県災害薬事コーディネーター／地域災害薬事コーディネーター）</b> <u>保健医療調整本部</u>又は原則<u>地域保健医療調整本部</u>において、医薬品等の供給及び薬剤師の派遣についての調整を行う薬剤師のこと。</p> <p>【し】</p> <p><b>市町村災害対策本部</b> 本文（略）</p> <p>【た】</p> <p><b>大規模災害時医療救護活動マニュアル</b> 本文（略）</p> <p>【ち】</p> <p><b>地域保健医療調整本部</b> 管内で実施されている医療救護活動に関する調整及び管内の災害拠点病院_に設置されるDMAT活動拠点本部と連携するため、管内でDMAT又は医療救護班による医療救護活動が</p>	<p>■宮城県保健医療調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p>

## 災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>が行われる間、県災害対策本部地方支部／県災害対策本部地域部に設置される支部のこと。</p> <p><b>地域保健医療福祉連絡会議</b>  <u>地域保健医療福祉調整本部単位</u>で地域内の情報共有及び協議を行うために設置され、必要に応じて地域本部長が招集する会議のこと。管内の災害拠点病院、災害医療コーディネーター、市町村、郡市医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会及び看護協会等関係機関は、<u>地域保健医療福祉連絡会議</u>に参画し、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>の下で医療救護班の派遣調整等に協力する。</p> <p><b>地域災害拠点病院</b>                      災害時に多発する重篤救急患者の救急医療を行うための高度な医療機能、被災地からの一時的な重症疾病者の受入機能、DMAT等の受入・派遣機能、疾病者等の受入及び搬出を行う広域搬送への対応機能、地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能を有し、県が指定した病院のこと。宮城県では、15病院を指定している。<u>（令和5年3月31日現在）</u></p> <p>【ひ】</p> <p><b>避難所</b>                      本文（略）</p> <p>【ほ】</p> <p><b>保健医療福祉調整本部</b>                      医療救護活動に関する総合調整及び市町村の医療救護活動の支援を行うために、県内でDMAT又は医療救護班による医療救護活動が行われる間、県災害対策本部内に設置される本部のこと。</p> <p>【み】</p> <p><b>宮城県救急医療情報システム</b>                      本文（略）</p> <p><b>宮城県地域防災計画</b>                      本文（略）</p>	<p>が行われる間、県災害対策本部地方支部／県災害対策本部地域部に設置される支部のこと。</p> <p><b>地域保健医療連絡会議</b>  <u>各保健福祉事務所・地域事務所単位</u>で、管内の災害医療体制について情報共有及び協議を行う場として、設置される会議のこと。                      管内の災害拠点病院、災害医療コーディネーター、市町村、郡市医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、看護協会支部及び消防等防災関係機関は、<u>地域保健医療連絡会議</u>に参画し、<u>地域保健医療調整本部</u>の下で医療救護班の派遣調整等に協力する。</p> <p><b>地域災害拠点病院</b>                      災害時に多発する重篤救急患者の救急医療を行うための高度な医療機能、被災地からの一時的な重症疾病者の受入機能、DMAT等の受入・派遣機能、疾病者等の受入及び搬出を行う広域搬送への対応機能、地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能を有し、県が指定した病院のこと。宮城県では、15病院を指定している。<u>（令和4年3月31日現在）</u></p> <p>【ひ】</p> <p><b>避難所</b>                      本文（略）</p> <p>【ほ】</p> <p><b>保健医療調整本部</b>                      医療救護活動に関する総合調整及び市町村の医療救護活動の支援を行うために、県内でDMAT又は医療救護班による医療救護活動が行われる間、県災害対策本部内に設置される本部のこと。</p> <p>【み】</p> <p><b>宮城県救急医療情報システム</b>                      本文（略）</p> <p><b>宮城県地域防災計画</b>                      本文（略）</p>	<p>■宮城県保健医療調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p> <p>■令和5年4月付け大規模災害時医療救護活動マニュアルに基づく修正</p>



災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p><b>宮城DMAT調整本部</b> 保健医療福祉調整本部の指揮の下で、県内で活動する全てのDMATを指揮・調整するために、保健医療福祉調整本部内に設置するDMAT本部のこと。</p> <p><b>【も】</b></p> <p>モバイルファーマシー 本文（略）</p> <p><b>【や】</b></p> <p>薬剤師チーム 本文（略）</p> <p>薬務課 保健医療福祉調整本部で県災害薬事コーディネーターと連携して、医薬品等の供給及び薬剤師の派遣調整を行う。</p> <p><b>【D】</b></p> <p>DMAT（ディーマット） 本文（略）</p> <p>DMAT活動拠点本部 本文（略）</p> <p>（削除）（※【さ】の項に移記）</p> <p>DMAT・SCU本部 航空搬送拠点内のSCU内に設置されるDMAT本部であり、宮城DMAT調整本部の指揮の下で、DMAT活動拠点本部と連携しながらSCUに参集したDMATの指揮・調整を行う。</p>	<p>（新設）（※【D】の項から移記）</p> <p><b>【も】</b></p> <p>モバイルファーマシー 本文（略）</p> <p><b>【や】</b></p> <p>薬剤師チーム 本文（略）</p> <p>薬務課 保健医療福祉調整本部で県災害薬事コーディネーターと連携して、医薬品等の供給及び薬剤師の派遣調整を行う。</p> <p><b>【D】</b></p> <p>DMAT（ディーマット） 本文（略）</p> <p>DMAT活動拠点本部 本文（略）</p> <p>DMAT調整本部</p> <p>DMAT・SCU本部 航空搬送拠点内のSCU内に設置されるDMAT本部であり、DMAT調整本部の指揮の下で、DMAT活動拠点本部と連携しながらSCUに参集したDMATの指揮・調整を行う。</p>	<p>■宮城県保健医療調整本部設置要綱に基づく修正（令和5年4月27日付保福第31号保健福祉部長通知）</p> <p>■令和5年4月付け大規模災害時医療救護活動マニュアルに基づく修正</p>

災害時薬事関連業務マニュアル新旧対照表（案）

新	旧	備考
<p>【J】</p> <p>JMAT（ジェイマツト） 本文（略）</p> <p>【S】</p> <p>SCU（エスシーユー） 本文（略）</p>	<p>【J】</p> <p>JMAT（ジェイマツト） 本文（略）</p> <p>【S】</p> <p>SCU（エスシーユー） 本文（略）</p>	